

佐渡市将来ビジョン

平成29年3月変更

佐 渡 市

目 次

第1章 佐渡市将来ビジョンの見直しに当たって

1	はじめに	1
2	将来ビジョンの位置付け	1
3	計画の期間	1
4	佐渡市将来ビジョンのイメージ	2
5	佐渡市の現状と課題	3

第2章 財政計画

1	財政計画見直しに当たって	5
(1)	見直しの背景及び目的	
(2)	会計単位	
(3)	基本方針	
2	積算根拠	6
(1)	歳入	
(2)	歳出	
3	予算規模の推移	9
4	普通交付税の推移	10
5	財源構成の推移	11
6	性質別経費の推移(歳出)	12
7	市債・基金の推移	13
8	財政指標の推移	14

第3章 行政改革の指針

1	改革の必要性	16
(1)	これまでの経過	
(2)	行政改革の必要性	
2	行政改革の目標と基本方針	16
(1)	行政改革の目標	
(2)	行政改革の基本方針	
3	行政改革の進め方	17
(1)	推進の方法	
(2)	改革の進捗管理と評価の方法	
4	行政改革の具体的方策	18
(1)	計画的な財政運営	

(2) マネジメントサイクルの実施	
(3) 自主財源の確保	
(4) 公共施設の統廃合等	
(5) 公共施設運営方法の見直し	
(6) 経営資源の有効活用	
(7) 公営企業等の経営健全化	
(8) 機動的な組織体制の確立	
(9) 定員管理と給与の適正化	
(10) 職員の意識改革と人材育成	
(11) 行政サービスの向上	
(12) 市民との情報共有と協働体制の確立	
5 定員適正化の取組	20
(1) これまでの取組	
(2) 平成31年度の数値目標	
(3) 職員数の見直しに用いた指標等	

第4章 庁舎整備等基本構想

1 庁舎整備の現状	25
2 本庁舎整備	25
(1) これまでの検討の経緯	
(2) 現庁舎の状況	
(3) 本庁舎整備の基本方針	
3 支所・行政サービスセンターの整備	28
(1) 支所・行政サービスセンターに求められる機能及び整備の基本的な考え方	
(2) 各庁舎の現状と整備方針	

第5章 持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化戦略

1 産業の振興	36
(1) 農林水産業の振興	
(2) 起業・第二創業等の推進	
(3) 6次産業化を中心とした高付加価値化の推進	
(4) 外貨獲得のための島外販売と島内循環の強化	
2 観光地域づくりの推進	41
(1) 佐渡版DMOを中心とした滞在交流型観光の推進	
(2) 受入態勢の充実	
3 交通ネットワークの充実	43
(1) 航空路の整備	

(2) 佐渡航路の安定と充実	
(3) 島内公共交通体系の整備	
(4) 道路の整備	
4 佐渡活性化に向けた地域づくり	45
(1) 地域で暮らし続けられる医療・介護・福祉の連携体制の実現	
(2) 佐渡に暮らしたくなる元気で魅力的な地域づくり	
(3) 未来につながる人材の育成と確保	
5 災害に強い島づくり	50
(1) 組織力の向上と人材育成	
(2) 体制整備	
(3) 減災対策	
6 持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化戦略指標	52

資料

佐渡市将来ビジョンに係る市民アンケート結果

第1章 佐渡市将来ビジョンの見直しに当たって

1 はじめに

佐渡市将来ビジョンは、平成31年度の交付税一本算定移行を見据えた佐渡市の将来のあるべき姿を明確にし、それに向けての財政計画、行政改革、成長力強化戦略を包括し、平成25年12月に市の最上位計画として位置付けした計画である。

その後、本市の歳入の約半分を占める普通交付税の算定において、合併後の市町村の姿の変化に対応した算定など激変緩和の見直しが行われており、財政状況において目標と実態に乖離が生じている。また、国において平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことを踏まえ、平成27年7月に「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、本市を取り巻く環境に変化が生じており、来年度の施策の策定とあわせて、佐渡市将来ビジョンを見直し、新たな平成31年度の佐渡市のあるべき姿を示すこととする。

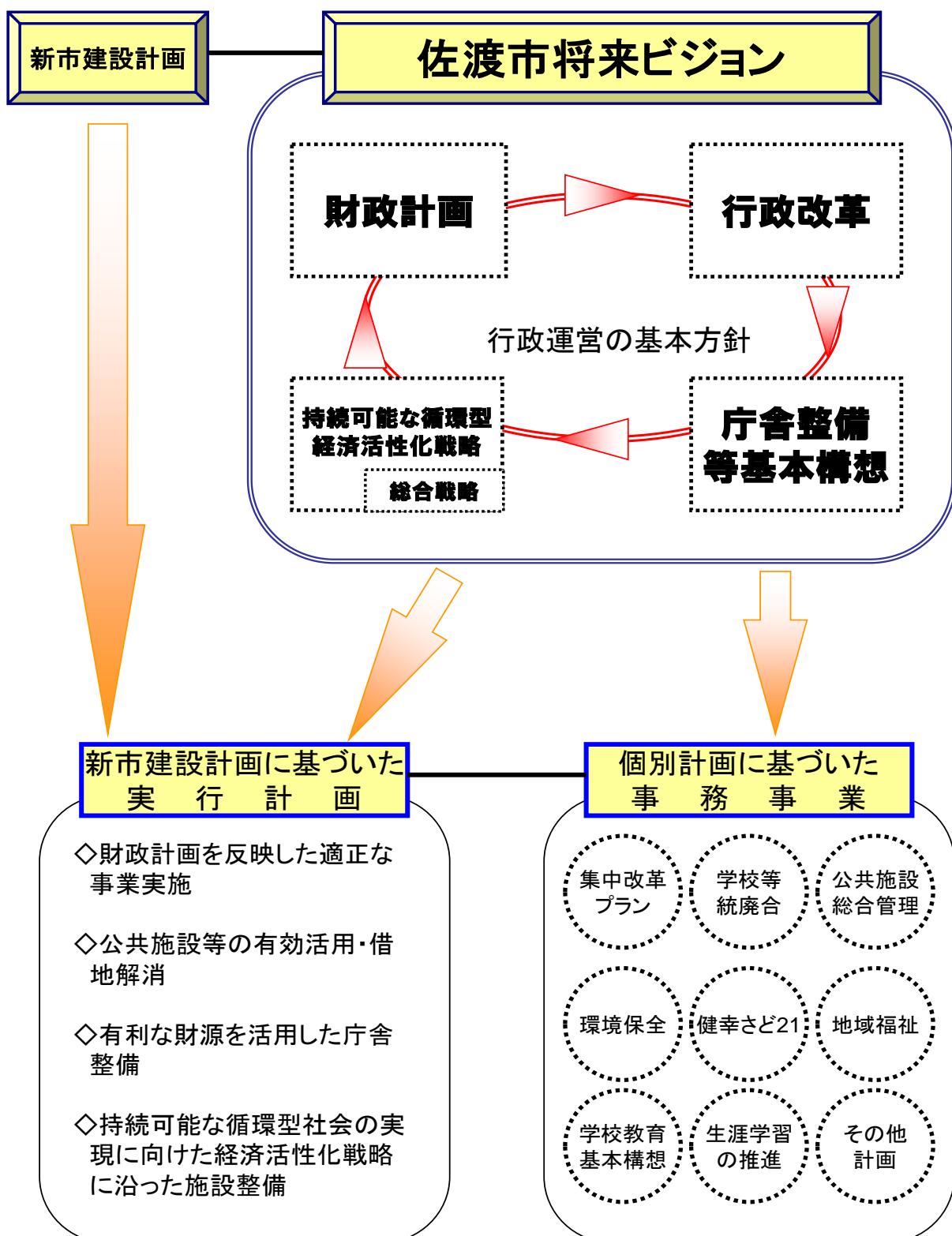
2 将来ビジョンの位置付け

将来ビジョンを市の最上位計画に位置付け、政策の重点化を図り地域の特性を活かした施策を展開する行政運営の基本指針とする。具体的な取組内容や将来ビジョンを補完する事項については、個別計画等で定めるものとする。

3 計画の期間

見直し後の将来ビジョンの計画期間は、平成29年度から平成31年度までとする。

4 佐渡市将来ビジョンのイメージ

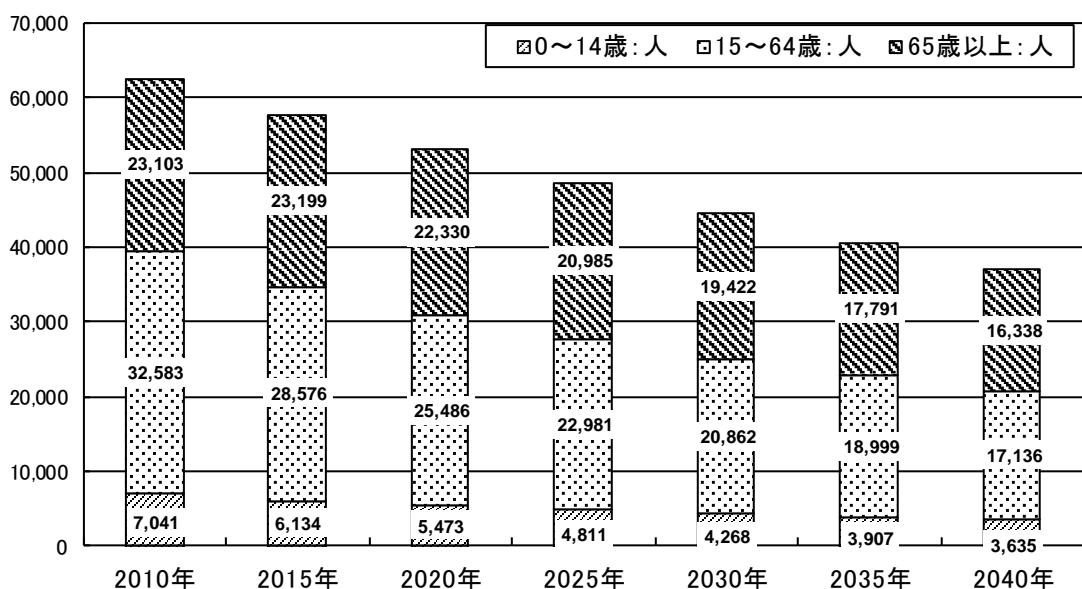


5 佐渡市の現状と課題

佐渡市は、平成 16 年 3 月の合併以降、人口が毎年約 1 千人ずつ減少している状況にある。このことにより、今後も地域購買力が低下するとともに、市内総生産が減少することが予想される。

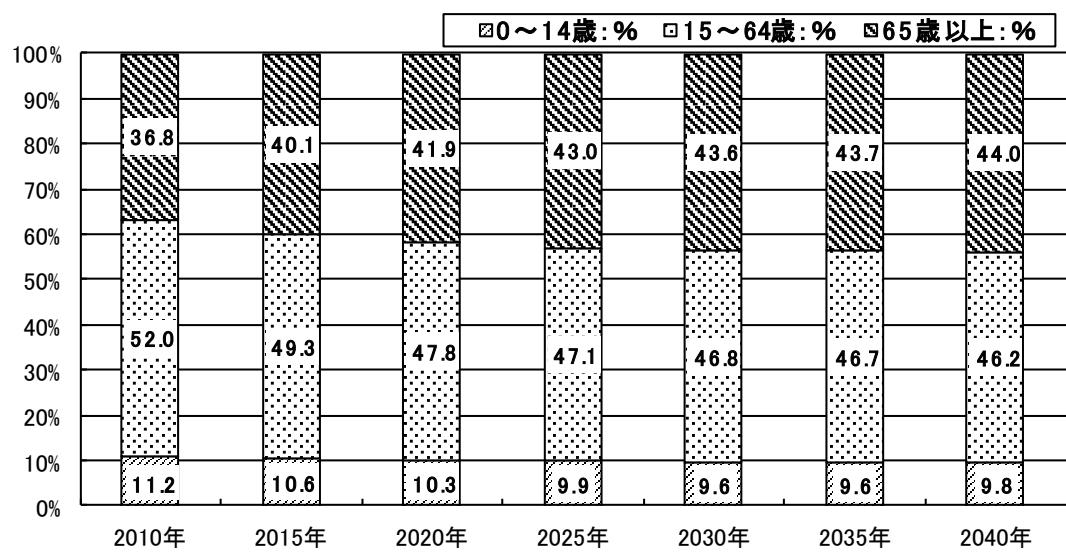
また、高齢者の割合が高くなる一方で出生数は減少しており、生産年齢人口は全国平均より約 10 ポイントも低く、50 パーセントを下回っている。

●佐渡市将来人口推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所推計（平成 25 年 3 月 27 日公表）

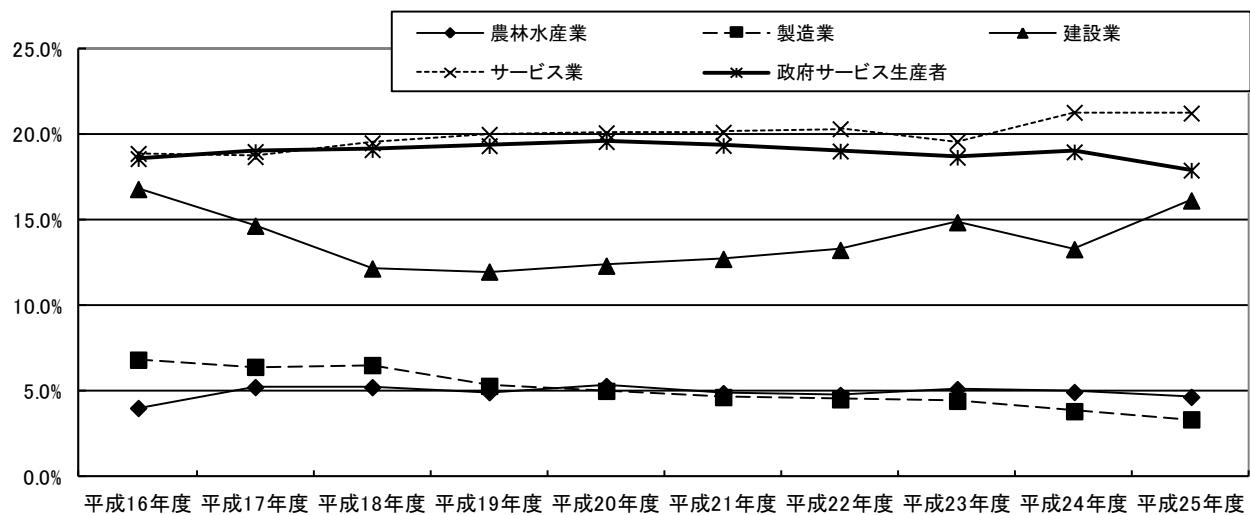
●佐渡市将来人口割合推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所推計（平成 25 年 3 月 27 日公表）

本市の経済状況を見ると市内総生産は平成22年度を境に増加傾向にあり、特に建設業及びサービス業が占める割合が高くなっている。なお、建設業の割合が高い状況については、合併特例事業の増加に伴う、一時的なものと推計しており、合併特例期間終了の平成31年度以降は減少し、これと連動して総生産も減少傾向に転じるものと見込まれる。

●佐渡市内における産業別生産割合の推移



出典：新潟県市町村民経済計算 平成25年度版(平成28年3月31日公表)

※平成24年度以前の計数について遡及訂正しているため、前回の公表値と異なっています。

第2章 財政計画

1 財政計画見直しに当たって

(1) 見直しの背景及び目的

当初計画（平成21年12月作成）では、普通交付税の大幅な縮減等が見込まれていたことを計画に反映して策定したが、その後の経済状況を勘案した国の施策から普通交付税がほぼ横ばいで推移したことや、度重なる経済対策等から市の予算規模は膨らんできた。また、合併特例債事業については、平成25年まで計画していたが、平成23年度の東日本大震災を契機に法改正され、対象期間は5年間延長（平成30年度まで）となった。

一方、合併特例措置による普通交付税の増額交付は平成25年度まで終了し、平成26年度以降は段階的に縮減されることから、市の予算規模も大幅な縮減をしていく必要があるため、平成25年12月に財政計画の見直しを行った。

その後、合併により市町村の面積が拡大するなど市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、旧市町村単位での支所の財政需要、人口密度等による需要の割増しや標準団体の設定など、行政区域の広域化を反映した普通交付税の見直しを平成26年度から数年をかけて行われることとなった。

このため、市財源の大半を占める普通交付税の段階的縮減の緩和を反映した財政計画の見直しを検討するものであるが、平成28年度以降トップランナー方式による見直し方針が示されたことからも、行政改革を着実に進め、歳入の確保と歳出の抑制等に取組み、今後の財政の健全化と持続可能な財政運営を行うことができるよう、佐渡市財政計画を見直し策定するものである。

(2) 会計単位

会計単位は一般会計とし、歳入は財源別、歳出は性質別に試算した。（特別会計等は一般会計からの繰出金等で計上している。）

(3) 基本方針

毎年経常的に収入する一般財源（標準財政規模）と予算規模等との強い関連性をベースに、類似団体Ⅱ-1（198団体）のH22～H26決算数値を対象にして、標準財政規模と歳出決算額及び各費目（人件費、普通建設等）との相関を調べ、回帰分析の統計手法を用いて、予算規模等の参考とするための分析を行った。

ベースとなる標準財政規模の核となる普通交付税の試算と類似団体の分析を参考にして、これまでの決算と当初予算の推移、平成29年度以降の予算事由等を反映し、

現時点で想定できる財政フレームをあわせて予算規模等の年次別推計を作成した。

なお、本計画は策定時点における地方行財政制度を前提として試算したものであり、今後の経済情勢の変化（消費税率の引上げや税制等の国県の制度改革や景気動向）等を踏まえ、計画内容については必要に応じて見直しを行っていく必要がある。

2 積算根拠

(1) 歳入

ア 市税

・納稅所得者の減少や、固定資産税の評価替えにより、市税の減少が見込まれるが、自主財源確保の観点から、滞納解消や収納率の向上対策を強化し、平成31年度のあるべき税収に向けて年次的に推移していくよう試算した。

イ 地方交付税

・普通交付税は、今後の経済情勢等により大きく変動することが想定され、的確に見積ることは困難だが、基本的に現行の制度が存続するものとして試算した。
・算定替えの激変緩和措置による段階的削減を勘案した。(H26:△10%、H27:△30%、H28:△50%、H29:△70%、H30:△90%、H31:△100%)

※合併後10年間(H16～H25)は、合併しなかった場合の普通交付税が保障され、その後の5年間(H26～H30)は激変緩和措置(段階的削減)により、佐渡市単独で算定する額(一本算定)に向けて遞減していく。

・行政区域の広域化等を反映した算定項目の見直しにかかる影響額を勘案し試算した。
・トップランナー方式の導入に伴う単位費用の減少をはじめ、基準財政需要額の算定における測定単位などの変動要素等を勘案し試算した。
・国の枠組上経費(地域経済基盤強化・雇用等対策費等)の減少による影響額を勘案し試算した。
・普通交付税の遞減に伴い、普通交付税に占める公債費分の割合が増加することに留意する。
・基準財政収入額に含まれる譲与税、各種交付金の増減による影響額を勘案した。

ウ 譲与税、各種交付金

・過去の決算額の推移や国の「平成29年度地方交付税の概算要求」等を参考に試算した。

エ 国・県支出金

- ・現行制度が継続するものとして、過去の推移等を勘案して試算した。

オ 市債

- ・普通建設事業費に係る市債の借入れは、平成 30 年度が発行期限となる合併特例債等を勘案して試算した。
- ・公債費が後年度の予算規模に占める割合を高めていくことが見込まれるため、辺地対策事業債などの交付税算入率の高い優良債等の借入れをすることで試算した。
- ・普通交付税の振替え措置である臨時財政対策債（交付税算入 100%）は、現行制度が継続するものとして試算した。

カ 繰入金

- ・後年度の財政運営の軽減・調整等に対応するため、財政調整基金の残高を標準財政規模の 20%前後を維持すべく計画的な繰り入れとなるよう試算した。

キ 使用料、手数料等

- ・自主財源の確保や負担の公平の観点から、受益者負担の適正化に取り組み、財源の確保に努めることとし、平成 31 年度のあるべき収入に向けて年次的に推移していくよう試算した。

ク その他の収入

- ・過去の決算額等の推移をもとに試算した。

(2) 歳出

ア 人件費

- ・合併特例期間終了後のあるべき予算規模に見合う人件費総額となるよう、類似団体の分析を参考としながら、行政改革による定員管理と給与の適正化を図ることとして試算した。

イ 物件費

- ・行政改革と連携した事務事業の見直しにより、物件費を段階的に削減していくよう試算した。

ウ 維持補修費

- ・耐用年数を超過した施設が多数あることから、計画的な維持補修による経費の平準化を図ることとして試算した。

エ 扶助費

- ・過去5年間の決算額の推移や国の社会保障施策等による需要の増加が見込まれることを踏まえ試算した。

オ 補助費等

- ・行政改革と連携した事務事業の見直しと合わせた補助金・負担金の見直しの徹底により、全体経費の抑制を図ることとして試算した。

カ 公債費

- ・平成27年度までに借入済み市債の元利償還金に、平成28年度以降の（平成27年度繰越含む）市債借入による元利償還金を加えて試算した。なお、新発債の年利率は直近の借入利率をもとに試算した。

キ 積立金

- ・地方交付税の合併特例期間終了に備えてこれまで積み立ててきた財政調整基金や減債基金等の残高について、標準財政規模の一定水準を確保するよう積み立てを行うこととして試算した。

ク 繰出金

- ・特別会計の繰出金は、独立採算や、特定の収入による事業実施の原則を踏まえ、事業規模等を考慮し試算した。

ケ 普通建設事業費

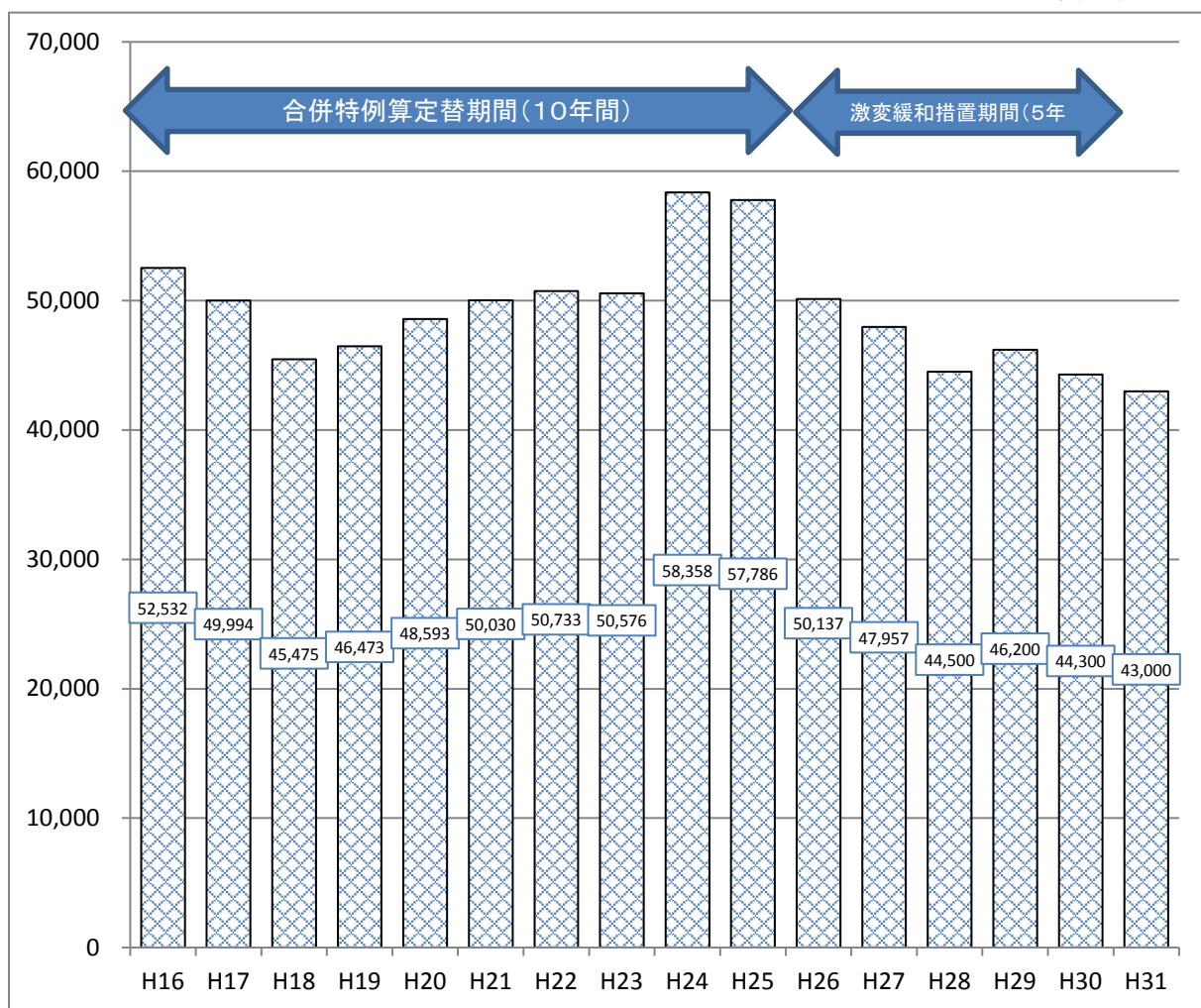
- ・合併特例債発行期間終了後の普通建設事業費は、合併特例債事業を除いた類似団体事業規模からも縮小が見込まれるが、佐渡市経済に与える波及効果も大きいことから、全体の予算規模が縮小するなかでも一定水準を確保できるよう試算した。

コ その他の支出

- ・過去の決算額等の推移を基本とし、今後の予算規模に対して適切な予算額とすべく段階的に削減していくよう試算した。

3 予算規模の推移

(単位:百万円)



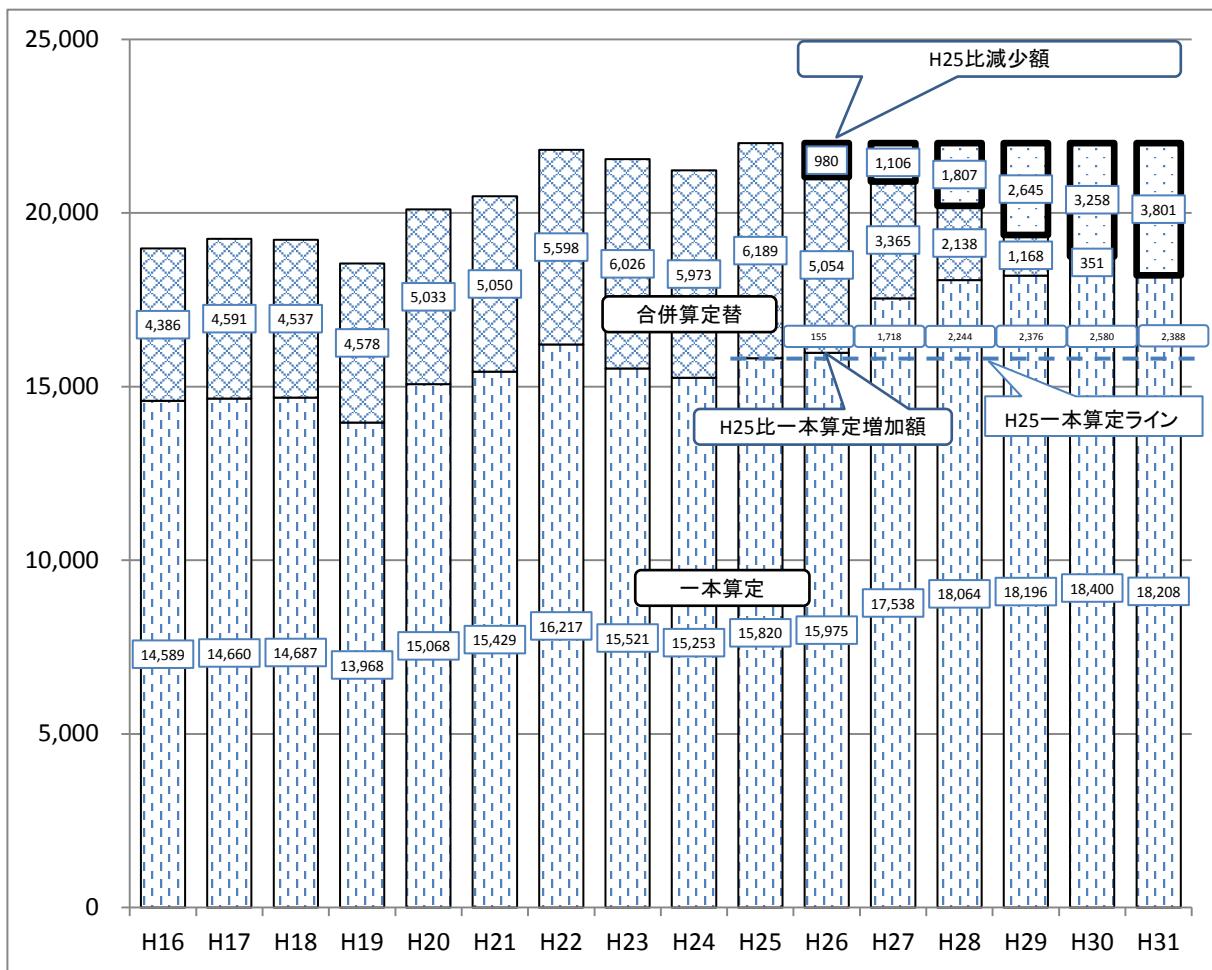
※ 平成16年度から平成27年度までは最終予算額、平成28年度は当初予算額、平成29年度から平成31年度までは最終予算試算額。

ポイント

- ① 平成25年度までは合併特例による普通交付税の算定替えによる加算や合併特例債事業の実施もあり、580億円前後の予算規模で推移してきた。
- ② 合併特例債事業が集中したため、平成24年度・25年度の予算規模は大きくなった(平成24年度の合併特例債事業は約133億円、平成25年度は約94億円)。
- ③ 平成26年度から平成31年度までは、普通交付税の算定替えによる加算部分の激変緩和措置により縮減していくが、合併市町村等の算定方法見直しにより縮減幅は緩和される(平成31年度は430億円の予算規模を見込む)。

4 普通交付税の推移

(単位:百万円)



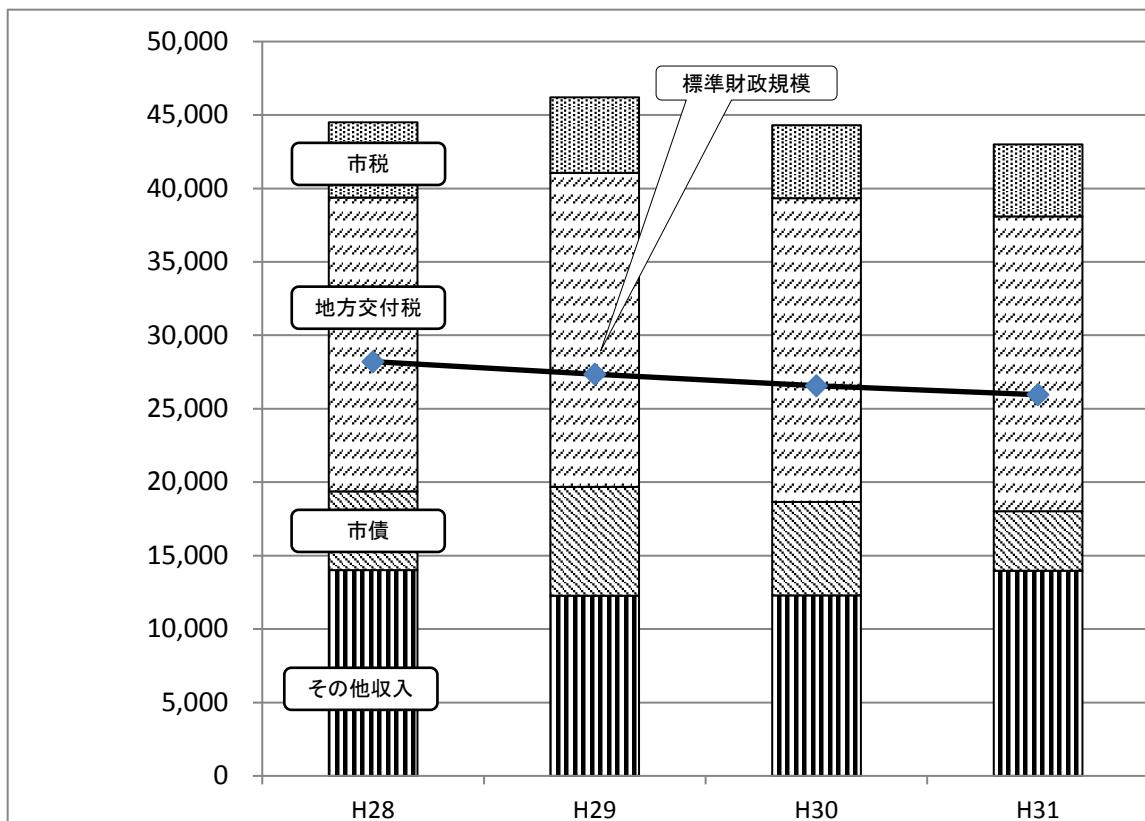
※ 平成16年度から平成28年度までは普通交付税交付基準額、平成29年度から平成31年度までは普通交付税交付基準試算額。また、普通交付税の交付基準額であり、実際の普通交付税交付額とは異なる年度がある。

ポイント

- ① 国の経済状況を勘案した施策や合併特例措置による増額交付により、平成25年度の約220億円が交付のピークとなる。
- ② 平成26年度からは合併特例措置が終了し、増加交付額が激変緩和により段階的に縮小する期間(H26:△10%、H27:△30%、H28:△50%、H29:△70%、H30:△90%、H31:△100%)に移行したが、一方で合併による市町村の面積が拡大するなどの行政区域の広域化等を主に一本算定に反映する算定方法の見直しも始まり、平成25年度と比較し平成28年度は合併算定替が約40億円減少したが、一本算定は約22億円増加している。
- ③ 平成29年度から平成31年度には激変緩和による段階的縮減と合併市町村等の算定方法見直しによる影響を見込み、更に現在想定されるトップランナー方式の導入をはじめとした単位費用などの変動要因を加味し試算した。
- ④ 合併特例措置による増額交付の激変緩和が終了する平成31年度には、交付額(一本算定)が約182億円となり、平成25年度と比較し約38億円の減少が見込まれる。

5 財源構成の推移

(単位:百万円)



区分	H28当初	H29	H30	H31
市税	5,124	5,140	4,964	4,915
地方交付税	20,000	21,379	20,681	20,058
市債	5,364	7,412	6,370	4,060
その他収入	14,012	12,269	12,285	13,967
予算規模	44,500	46,200	44,300	43,000
標準財政規模	28,208	27,359	26,555	25,954

※ その他収入の内訳（分担金及び負担金、使用料及び手数料、国県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入）

※ 平成28年度は当初予算額、平成29年度から平成31年度までは最終予算試算額。

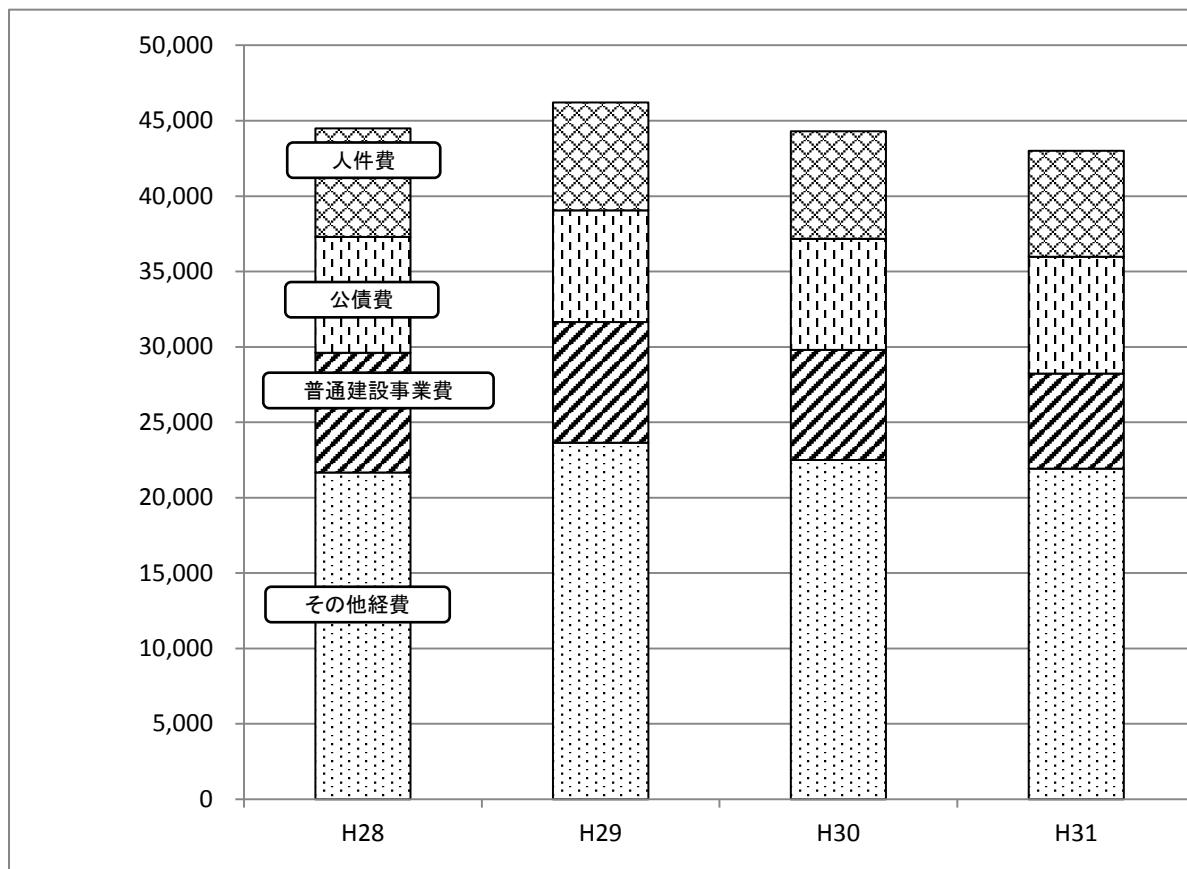
※ 標準財政規模はいずれも積み上げによる試算額。

ポイント

- ① 市税は、市民税・固定資産税・軽自動車税、市たばこ税・入湯税を積み上げて試算する。
- ② 市債は、後年度において公債費負担の占める割合を抑制する必要があることから、交付税算入率の高い優良債等を発行する計画で試算する。
- ③ その他収入は、分担金及び負担金等の積み上げにより試算する。

6 性質別経費の推移<歳出>

(単位:百万円)



※ その他経費: 物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、災害復旧事業費

※ 平成28年度は当初予算額、平成29年度から平成31年度までは最終予算試算額。

ポイント

- ① 予算規模は、類似団体分析を参考に、標準財政規模に見合う適切な経費を試算する。
- ② 人件費は、類似団体分析を参考に、類似団体水準を上回らないよう予算規模に見合う適切な経費を試算する。
- ③ 普通建設事業費は、類似団体分析を参考に、類似団体程度の予算規模に見合う経費を試算する。
- ④ その他経費は、施設の整理統合や行政改革を加速することで経費の抑制を図り試算する。

7 市債・基金の推移

(単位:百万円)

区分	H28	H29	H30	H31
市債残高(年度末)	61,216	61,615	61,137	57,841
合併特例債	25,242	27,146	28,053	25,672
臨時財政対策債	16,803	16,775	16,646	16,415
その他債	19,171	17,694	16,438	15,754

参考: 実質公債費比率の基準と県内20市等の分布状況

実質公債費比率	許可団体に係る許可基準	H27年度決算に基づく県内20市等の分布
18%未満	・協議制	新潟市 11.0%、長岡市 9.7%、三条市 14.4%、柏崎市 14.7%、新発田市 8.7%、小千谷市 9.1%、加茂市 12.7%、十日町市 12.7%、見附市 7.8%、村上市 14.7%、燕市 12.1%、糸魚川市 13.0%、妙高市 9.7%、五泉市 11.0%、上越市 13.9%、阿賀野市 14.1%、佐渡市 13.2%、魚沼市 9.0%、南魚沼市 15.4%、胎内市 11.6%
18%以上25%未満	<早期是正措置> ・許可制→公債費負担適正化計画の策定が必要	
25%以上35%未満	<早期健全化段階> ・財政健全化団体 ・一般単独事業債の発行が許可されない	
35%以上	<再生段階> ・財政再生団体 ・公共事業債、公営住宅建設事業債、教育・福祉施設等整備事業債等の発行が許可されない	<参考> 夕張市 76.3%

ポイント

- ① 標準財政規模の縮小が見込まれることから、交付税算入率の高い起債に絞り計画的に借り入れることで市債残高と実質公債費比率の抑制を図る。
- ② 市債借入は、原則として交付税算入率70%以上の優良債とするが、平成31年度以降は合併特例債の借入れができなくなることから、交付税算入率50%程度の良好債も借り入れる。

(単位:百万円)

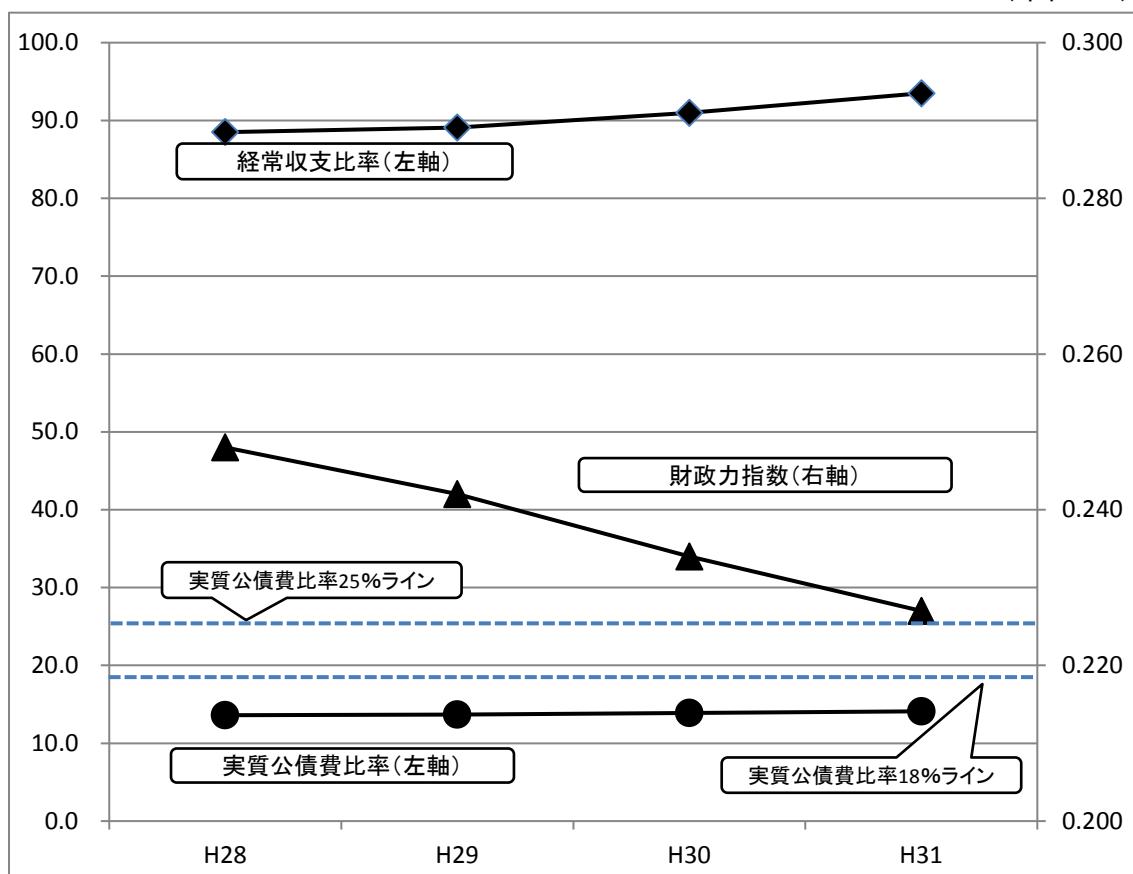
区分	H28	H29	H30	H31
基金残高(年度末)	21,371	21,324	20,976	18,844
財政調整基金	7,801	8,224	8,224	6,579
減債基金	2,421	2,044	1,789	1,595
その他特定目的基金	11,149	11,056	10,963	10,670

ポイント

- ① 積立金は、前年度繰越金1/2の財政調整基金への積み立てと、過疎地域自立促進特別事業基金等への計画的な積み立てを行う。
- ② 財政調整基金残高は、平成31年度以降、一定期間財源調整が行えるよう計画的に積み立て、取崩しを行う。
- ③ 減債基金残高は、平成31年度以降の所要額を確保できるよう計画的に積み立て、取崩しを行う。
- ④ 過疎地域自立促進計画に沿って基金からの繰り入れを計画的に行う。

8 財政指標の推移

(単位:%)



ポイント

- ① 算定分母である普通交付税が年々減少することから、経常収支比率は平成31年度までは上昇が見込まれる。
このため、財政構造の弾力性が縮小することから、臨時の財政需要に対しては財政調整基金での対応が想定される。
- ② 基準財政収入額の減少とともに年度によって差はあるものの単年度財政力指数の減少から、3ヶ年平均での財政力指数も減少し、依存財源の比率が高まっていくことが見込まれる。
- ③ 平成30年度までの合併特例債の発行により、起債残高、公債費も増加し、普通交付税も減少することから実質公債費比率は平成31年度までは上昇が見込まれる。

財政用語解説

標準財政規模

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量を示すもので、この数値が実質収支比率、実質公債費比率、経常収支比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となります。

経常収支比率

市税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充てているかをみることで、財政の構造の弾力性を判断します。この比率が高くなるほど公共施設の整備など投資的な経費に充てる財源がなくなり、財政運営が厳しくなります。

$$\frac{\text{一般財源充当の経常的経費}}{\text{市税などの経常一般財源}} \times 100$$

実質公債費比率

地方債制度が許可制から協議制に移行したことにより導入された財政指標で、公債費による財政負担の程度を示すものです。これまでの起債制限比率に反映されていなかった公営企業(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの公債費類似経費を算入しています。この比率が18%を超えると、地方債の発行に許可が必要となります。

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{公営企業債の元利償還に対する繰入} + \text{債務負担行為に基づく支出等}) - \text{算入公債費等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}} \times 100$$

財政力指数

地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3カ年平均値をいいます。基準財政収入額が基準財政需要額を下回る場合(「1.0」を下回る場合)は、それを補うために普通交付税が交付されます。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \times 100$$

財政健全化団体

実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率(以下「健全化判断比率」)のうち一つでも早期健全化基準(実質公債費比率:25%)を超えてしまった場合、財政健全化団体となり、財政健全化計画を定めなければなりません。財政健全化団体になると、歳出の抑制・歳入の確保への取り組みや、一般単独事業債の発行が許可されないなど、行財政運営に一定の制約がかかります。

財政再生団体

健全化判断比率のうち一つでも財政再生基準(実質公債費比率:35%)を超えてしまった場合、財政再生団体となり、財政再生計画を定めなければなりません。財政再生団体になると、国の指揮・監督のもと行財政運営を行うこととなり、大幅に市民サービスが低下することになります。

プライマリーバランス

歳入総額から市債等の借入(借金)による収入を差し引いた金額と、歳出総額から公債費を差し引いた金額のバランスを見るもの。マイナス(赤字)ということは、市債を借り入れないと支出をまかなえないことを意味します。

トップランナー方式

国の経済・財政一体改革における自治体の行財政改革を促すための歳出効率化に向けた取組みの一つとして、普通交付税の算定において、業務改革が進んでいる自治体が民間委託等により達成した経費水準の内容を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組み。(平成28年度の算定から導入される。)

第3章 行政改革の指針

1 改革の必要性

(1) これまでの経過

佐渡市は、平成16年3月「究極の行財政改革」とも言われる10か市町村の新設合併を実現したが、合併により肥大化した組織・機構や公共施設の重複など、継続して取り組むべき大きな課題が山積していたため、平成18年3月『時代の変化に対応した新しい佐渡市の形成』を目標に「佐渡市行政改革大綱」を策定し、効率的な行政運営と市民視点に立った公共サービスの提供を目指して行政改革への取組を始めた。

しかし、これらの課題解決には市民との合意形成が不可欠であり、膨大な時間と労力が必要となった。また、財政的には景気低迷等に伴う企業収益の悪化や人口減少の進行等による税収の落ち込み、特に平成25年度で普通交付税の算定特例期間が終了することから、以後ますます厳しい財政運営を強いられることが明らかであった。

一方、地方自治体は、今まで果たしてきた役割に加え、新たな行政ニーズへの柔軟な対応と地域の実情に即した主体性のある行政組織への転換も求められていた。

こうした厳しい財政状況や行政を取り巻く環境の変化、更には合併後の積み残し課題等に適切に対応していくためには、行政と市民との役割分担を的確に捉えながら、市民との協働(※)による行政改革を不斷に推進していくことが必要であることから、平成22年3月『市民参画による行政経営の推進』を目標として、平成31年度を目標年次とする「第2次佐渡市行政改革大綱」(以下「大綱」)を策定した。また、平成25年12月の将来ビジョンの見直しに当たり財政計画や定員適正化計画の見直しに併せて、第2次行政改革大綱を、ビジョンにおける指針として承継し更なる行政改革に取り組んできたところである。

(2) 行政改革の必要性

行政改革を推進するには、行政における徹底した無駄の排除や人件費を含めたコスト削減はもとより、職員の意識改革とともに、『行政を経営(※)する』という視点から、限られた財源を選択と集中により真に必要なサービスへと重点化することが必要である。

2 行政改革の目標と基本方針

(1) 行政改革の目標

行政改革は、最少の経費で最大の効果を挙げ、市民が求めるサービスを最良の形で提

供するために、既存のシステムを不斷に見直し改善していく、行政にとって普遍的な課題である。

本指針は、財政計画とともに、「佐渡市将来ビジョン」を具現化するための一つの指針であり、更なる行政改革を推進するために、引き続き『市民参画による行政経営の推進』を行政改革の目標とする。

(2) 行政改革の基本方針

ア 自律的な財政運営の推進

将来を見据え中長期の財政見通しを立て、行政評価システム(※)等を活用して人員・資産・財源の配分の適正化を図るとともに、公共施設の整理・統合、補助金の見直し等による歳出の削減と自主財源を確保し、持続的かつ自律的な財政運営に努める。

イ 人材育成と組織・機構の改編

職員のコスト意識やスピード感、創意工夫などの経営感覚を持った人材の育成と併せて、人事考課制度や各種研修を活用して個人の能力や業績を公正・公平に評価し、組織全体の活性化を図る。

また、本市は、人口規模と産業構造から分類される類似団体に比べ多くの職員数を抱えているが、多様な行政需要や特異な地理的条件等に配慮した新たな定員の適正化に取り組み、地域の特性や市民ニーズへの柔軟な対応が可能となる効率的な組織への改編を行う。

ウ 情報公開による信頼性の確保と行政サービスの向上

行政改革を進めるためには、市民の理解と協力が必要不可欠である。そのため、積極的に市民へ行政情報を公開し、行政の説明責任と透明性を確保し、市民との信頼関係を築く。

また、市民の目線に立ったサービス全般の見直しや窓口の改善、行政手続の簡素化を進め、便利で分かりやすく、より質の高いサービスの提供に努める。

3 行政改革の進め方

(1) 推進の方法

行政改革を着実に推進していくため、計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、改善(Action) のマネジメントサイクル(※)の下、次の事項に取り組む。

ア 職員の意識改革

行政改革は、職員一人一人が行政改革の理念を深く理解し、全庁を挙げて取り組むことが重要である。職員が常に、前例踏襲ではなく、現状に疑問を呈しながら新たな工夫を凝らす改革意識を持ち、積極的に改革に取り組むよう行政評価や人事評価、職員研修などを意識改革の手法として活用する。

イ 集中改革プランの策定及び実施

行政改革の具体的な実施計画となる「集中改革プラン」については、現在、平成 27 年度から平成 31 年度までの重点実施項目の新たな数値目標を定めて取組みを進めており、引き続きそれを継続する。

ウ 市民への公表

広く市民の理解と協力の下に行政改革を着実に推進するため、市の広報紙やホームページ等により行政改革の取組状況を公表する。

(2) 改革の進捗管理と評価の方法

ア 庁議による内部評価

本指針及び集中改革プランの進捗管理体制として、庁議において定期的に取組状況の把握と内部評価を行う。

イ 市民等による評価

集中改革プランの進捗状況については、市民等による外部委員会に定期的に報告し、そこでの提言を踏まえて必要な見直しを図る。

4 行政改革の具体的方策

時代の変化を的確に捉え、市民生活の向上に資する行政改革を確実に進めていくため、3つの基本方針により次の項目を絞り込んで策定されている第3次集中改革プランにより、改革に取り組む。

(1) 計画的な財政運営

中長期的な視点に立った計画的な財政運営を図るため、徹底した事務事業の見直しによる経常経費(※)の削減や投資的経費(※)の重点化によるコスト削減に努める。

(2) マネジメントサイクルの実施

新たな行政課題や複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応し、効果的、効率的な行政サービスを提供するために成果重視の行政運営を推進する。マネジメントサイクルによる行政評価システムを運用し、徹底した事務事業や補助金・負担金の見直し、整理・統合を進める。

(3) 自主財源の確保

市税等の滞納解消や収納率の向上を図るために、新たな収納方法の検討を行い、導入を目指す。また、各種使用料・手数料についても見直しを行い、現在無料となっているものについても、受益者負担の原則の観点から有料化を検討し、あらゆる角度から財源の確保に努める。

(4) 公共施設の統廃合等

平成28年7月に策定した「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、公共施設の整理統合等を進める。

(5) 公共施設運営方法の見直し

「アウトソーシング推進計画」に基づき、指定管理者制度の活用や民間委託を積極的に進める。

(6) 経営資源の有効活用

未利用市有地については売却や貸付を積極的に図る一方で、借地の解消や契約単価の見直しを行い、収入の確保やコスト削減を図る。また、普通財産等の有効活用に向けた一層効果的な対策を講じる。

(7) 公営企業等の経営健全化

限られた財源を有効に活用するため、徹底した事務事業の見直しを行い、建設コスト等の削減に取り組むことにより、経営基盤の強化に努める。また、外郭団体(※)への補助金を見直し、さらに第三セクター(※)については、徹底した効率化・経営健全化等についての取組を進める。

(8) 機動的な組織体制の確立

市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、業務の内容や量に応じて常に組織を見直すことが必要であり、複数の部門に関連する行政課題に対しても迅速に対応できる機動的な組織体制の確立を図る。

(9) 定員管理と給与の適正化

定員の適正化に向け、計画的な職員採用等により、職員数の削減に努める。

また、職員の給与については、職員の能力と業績を公正に評価し、給与に適正反映するよう人事考課制度(※)の運用とともに、財政計画における人件費との整合性を図る。

(10) 職員の意識改革と人材育成

職員定数の適正化によるスリムな組織が求められている中で、人材育成の重要性はますます高まっている。

職員の市民本位の意識やコスト意識の醸成とともに、職員一人一人の企画・評価能力や組織マネジメント能力等の向上につながる研修会等を開催し、多様な市民ニーズに迅速に対応できる人材の育成に努める。

(11) 行政サービスの向上

市民サービスの原点である証明書発行、受付業務等の窓口事務について、迅速で効率的な窓口を目指し、ワンストップサービス(※)を推進する。

また、民間活力による証明書交付事務の委託を推進し、市役所に出向かなくてもサービスが受けられる仕組みをつくり、行政サービスの利便性向上を図る。

(12) 市民との情報共有と協働体制の確立

市民の市政への関心と市民参画を促すため、積極的に行政情報を公開し、市民と行政改革の取組状況や課題等の共有化を図る。

また、これまで行政主体で担っていた公共サービスを、これからは市民と行政が共通の目的のもとに、それぞれの役割、責任を分担し、地域課題、市民ニーズに取り組む市民協働体制の確立と推進を図る。

5 定員適正化の取組

(1) これまでの取組（平成 25 年度まで）

平成 17 年 3 月に国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえて策定された「佐渡市行政改革大綱」、「第 2 次佐渡市行政改革大綱」に基づき、勧奨退職制度の積極的運用や新規採用職員の抑制等により、職員削減に取り組んできた。

第一次計画期間（平成 17 年度～21 年度）では、平成 21 年度までに目標を大きく上回る 116 人の削減となったが、第二次計画期間（平成 22 年度～31 年度）では、目標数值を引き下げたことや勧奨退職等による前倒しの影響もあり、平成 25 年度までの状況は、

計画人数に対して 73 人の増となった。

●第一次・第二次計画期間

(単位：人)

年 度	第一次計画期間				
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
計画職員数	1,721	1,667	1,645	1,615	1,582
4月1日職員数	1,721	1,661	1,604	1,524	1,466
各年度の削減数	▲60	▲57	▲80	▲58	▲65
計画との差	0	▲6	▲41	▲91	▲116

年 度	第二次計画期間			
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
計画職員数	1,401	1,330	1,280	1,206
4月1日職員数	1,401	1,354	1,333	1,279
各年度の削減数	▲47	▲21	▲54	
計画との差	0	24	53	73

(2) 平成 31 年度の数値目標

第二次計画期間である平成 25 年 12 月に定員適正化計画の職員数の見直しを行い、平成 31 年度における新たな目標数値を 1,176 人とし、平成 25 年度当初の職員数 1,279 人から平成 31 年度までに 103 人を削減する。

●職員数の年次計画（平成 25 年度～31 年度）

(単位:人)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
普通会計(※)	1,001	992	989	977	955	930	896
一般行政部門	683	673	670	659	638	613	580
教育部門	138	138	138	137	136	136	135
消防部門	180	181	181	181	181	181	181
公営企業等会計(※)	278	280	280	280	280	280	280
合 計	1,279	1,272	1,269	1,257	1,235	1,210	1,176

平成 28 年 4 月 1 日現在の総職員数は 1,197 人であり、引き続き、平成 31 年度目標に向けて計画的に取組みを進める。

(3) 職員数の見直しに用いた指標等

平成 25 年 12 月の見直しにおける指標等は次のとおりである。

自治体職員数の適正規模については、各自治体の人口や地理的条件、提供しているサービスとの関係もあり、画一的に判断することは困難であることから、定員管理の指標等を参考に適正数を算出し、それに佐渡市の特殊事情による職員数を加えて目標数値を算出したものである。

ア 一般行政部門の職員数

一般行政部門の職員数については、他の指標に比べ実職員数との乖離が小さいと言われていること、また、業務が直営であることを前提とした指標であることから、総務省が示した「定員モデル」により試算した職員数を適正数としている。

また、老人福祉施設の運営については、民営化の検討も並行して行いつつ直営での体制、トキ関連事業、国民健康保険税や介護保険料等の賦課徴収等に係る職員数を特殊事情による職員数としている。

イ 教育部門の職員数

教育部門の職員数については、個別の指標がないため、佐渡市と同じ人口規模及び面積が近似している類似団体の教育部門の平均職員数を適正数としている。

また、自校式給食や学校給食センターの直営、世界遺産関連の文化財行政等に係る職員数を特殊事情による職員数としている。

ウ 消防部門の職員数

消防部門の職員数については、離島のため他の自治体との連携ができないことから、現計画の目標数値を適正数としている。

また、市民の生命・財産を守るという安心・安全を提供するため、消防圏域 15 分・救急医療圏 30 分以内の現体制を維持するために必要な職員数と適正数との差を特殊事業による職員数としている。

エ 公営企業等会計の職員数

本来、自主独立の観点から、企業経営の中で職員数は決められるべきものであるが、公営企業等会計の職員数については、個別の指標がないため、病院は、病床利用率 80% を確保する職員数、介護施設は、現体制の職員数、上下水道事業や国民健康保険事業等は、類似団体の職員数を適正数としている。

また、下水道整備事業に係る職員数をプラスの要因、国民健康保険税や介護保険料等の賦課徴収等に係る職員数をマイナスの要因とした職員数を特殊事情による職員数としている。

行政改革の指針の用語解説

市民との協働	地方分権の推進には、行政と市民等の信頼関係が不可欠である。市民等と行政が相互の特性を認識し尊重し合い、対等の立場で共通する目的の実現に向け、協力・協調し活動すること。
行政を経営	少子高齢化の進行や税収の伸びが期待できない状況で、これまでの行政内部の常識や習慣を見直し、充実した市民サービスを維持していくための成果を重視した行政運営から行政経営への意識改革が必要となる。
行政評価システム	行政の政策体系である政策—施策—事務事業の各レベルで、どれだけの成果が現れているかを測定し、公開すること。政策体系に応じて、政策評価、施策評価、事務事業評価の3つの行政評価システムがある。
マネジメントサイクル	目的を達成するために、多元的な計画を策定し、計画通りに実行できたのかを評価し、次期への行動計画へと結びつける一連の管理システムのこと。
経常経費	年々持続して固定的に支出される経費のこと。 人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費に分類される。
投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと。
外郭団体	行政が直接実施するより、民間企業の多様な資金や人材、経営ノウハウ等を活用することにより、機動的かつ柔軟に公共サービスが提供できるよう設立された団体のこと。行政は、出資・人的派遣をし、業務内容において、極めて強い関連性を有する。

第三セクター	民間と地方自治体の共同出資により設立された企業のこと。民間の効率的な経営手法を行政に取り入れができるため、地方自治体の経営負担が軽減される。
人事考課制度	職員の勤務態度や実績など、人事や労務管理の一環として管理者が適正に評価を行うことを目的とした制度のこと。各職員の勤務態度を始め、業務の遂行能力、業務実績などから管理者は適正に評価し、給与、昇進の有無、配置異動、能力開発などを決定する。
ワンストップサービス	一度の手続で、必要とする関連作業を全て完了させられるように設計されたサービスのこと。地方公共団体では、本庁舎、支所、出張所等の各窓口で各種証明書の発行を可能とする庁舎間のネットワーク化や1か所の窓口で届出・申請等の手続きを行うことにより、他の内部機関における同様の手続きが不要となる措置をとること。
普通会計	一般会計と特別会計のうち公営企業等会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもので、一般的に地方財政をいう場合、この普通会計が基本となる。
公営企業等会計	水道、下水道、病院などの公営企業、及び国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業などに関する会計の総称。

第4章 庁舎整備等基本構想

1 庁舎整備の現状

佐渡市役所本庁舎については、平成25年12月の佐渡市将来ビジョン見直しの際に、新庁舎整備に必要な機能や、整備をするための基本的な方針を「新庁舎建設等基本構想」としてまとめ、平成26年9月には、庁舎を整備するための具体的な手法や工程等について「佐渡市新庁舎建設・整備基本計画」を策定し、それを基にして、平成28年3月には「佐渡市新庁舎建設・整備工事基本設計」を完成させた。

また、地域の拠点施設である支所・行政サービスセンター庁舎は、平成30年度を目標として、前述の「佐渡市新庁舎建設・整備基本計画」に基づき、耐震補強、大規模改修及び建て替え工事を進めている。

その後、工事費の削減や、佐渡市の将来人口、職員数の推計、庁舎のランニングコスト等を含めた本庁舎、支所・行政サービスセンターのあり方や活用方法、市民の利便性等の様々な検証を行った結果、本庁舎については、これまでの新庁舎整備計画の見直しを行い、新庁舎建設は取りやめて、現庁舎の長寿命化を図りながら、可能な限り活用することとした。

2 本庁舎整備

(1) これまでの検討の経緯

合併協定書（平成15年6月28日調印）では、新庁舎の位置（合併後、新たに建設する本庁舎の位置）は、金井町千種沖地区とある。（平成15年2月5日開催：第2回佐渡市町村合併協議会【法定協】※¹第12号議案で議決）

合併時に策定した新市建設計画には、平成21年から23年の事業計画で、総事業費23億円を計上したものの、国の三位一体改革※²により地方交付税の見直しが行われ、新市建設計画そのものの見直しを余儀なくされた。

市単独事業である新庁舎の整備については、財政的に非常に難しくなったことから、計画の先送り等を含め抜本的な見直しを図らなければならない状況となった。

これらのことから、平成17年3月に本庁舎検討委員会（民間）※³からは、「当面の庁舎整備については、新庁舎が整備されるまでの間、現施設周辺を有効活用して対応することが望ましい」との答申がなされた。

平成18年10月には、庁内で構成された本庁舎周辺整備検討委員会※⁴において、「現市役所第2庁舎敷地内に議会機能を含めた分庁舎建設」案をまとめ、議会に具申したが、敷地が借地であることなどの理由により、議会各派代表者会議にて反対

意見が出され、具申を撤回した。

その後、庁内組織である市有財産検討委員会^{※5}で、本庁舎を含めた既存施設の活用など、様々な観点から協議を継続したものの、建設敷地の買収が不透明な状況であることなどの理由により進展せず、平成24年第1回（3月）定例市議会における一般質問において、合併特例債期限内の庁舎建設を断念すると答弁した。

平成24年6月に、東日本大震災に伴う合併特例債延長法が成立したことにより、防災面の対応の観点から合併特例債の発行期限が5年間延長され、庁舎建設の議論が再び起きた。

平成24年第3回（6月）定例市議会の一般質問で、「新庁舎の位置は、合併協定書での千種沖という決定事項を尊重し、財政的な面も考慮しながら市民の皆さん 의견を尊重し、判断をしていく」と答弁した。

同年10月には、庁舎建設の是非について市民の意向を調査すべく、18歳以上の市民2千人を抽出し、アンケート調査を実施した。

この結果を受け、平成25年第2回（3月）定例市議会における施政方針等で、「アンケート結果を総合的に勘案した結果、現庁舎を活かしながら必要最小限の増設をする」とした庁舎建設に対する考え方を示した。

平成25年第5回（12月）定例市議会では、佐渡市将来ビジョンの見直しの中で、行政運営の基本方針の一つとして、本庁舎及び支所・行政サービスセンター庁舎の整備計画を盛り込んだ「新庁舎建設等基本構想」を報告した。

「新庁舎建設等基本構想」を踏まえた庁舎設計に必要な具体的手法を示す基本計画を策定するため、平成26年4月から9月までの計6回にわたり、民間の委員からなる佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画検討会議^{※6}を開催し、新庁舎等に必要な機能等について、総合的な見地から意見や助言を求めた。

平成26年第6回（9月）定例市議会では、「新庁舎建設等基本構想」を基に、佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画検討会議や、パブリックコメント等でいただいた意見を参考にして策定した「佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画」を報告した。

平成28年3月、「佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画」に基づき、新庁舎の基本設計を完成させた。

平成28年第4回（6月）定例市議会における施政方針で「庁舎建設について、市民の目線に立った検証と検討を行う」とした考え方を示した。

平成28年第6回（9月）定例市議会において、「新庁舎の建設は取りやめ、現庁舎ができるだけ活用する」とした考え方を示し、連合委員会審査を開催した。

連合委員会審査の意見を踏まえ、住民説明会を開催し理解を求めた。

平成28年12月、市民から「佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例」の制定を求める直接請求があり、市長が意見を付して、平成28年第8回（12月）定例市議会に付議し、原案どおり可決されたが、市長は「合併特例債の期限内での新庁舎建

設は不可能」として、住民投票条例案を再議に付し、平成28年12月28日の臨時議会で可決に必要な3分の2以上の賛成が得られず、条例案は廃案となった。

これにより、新庁舎は建設せず、現庁舎を活用することとした。

(2) 現庁舎の状況

現在の本庁機能は、本庁舎及び一部の支所・行政サービスセンターへの分散配置となっている。

議会は佐和田行政サービスセンター、教育委員会は畠野行政サービスセンター、上下水道課は真野行政サービスセンターに分散配置となっているが、**当面は現状維持を基本とする。**

(3) 本庁舎整備の基本方針

現庁舎は、構造躯体の寿命まで使い続けることを目指し、適切な予防保全を実施することにより長寿命化を図るとともに、緊急時のライフラインや通信手段を確保する整備を行い、耐震性能を含めた防災拠点としての機能を強化する。

また、バリアフリー化等を推進し、市民サービスの利便性の向上を図り、現庁舎を有効活用する。

本庁機能の一部について分散配置となるが、事務改善等による効率化を進めることにより、市政の拠点施設としての機能向上を図る。

ア 安心で安全、かつ市民の暮らしを支えるための庁舎

災害などの有事の際は、拠点施設として役割を十分に果たせる庁舎とするため、庁舎の耐震性能等を調査し、高い耐震性能などに構造的な強化を図る。

また、災害時に対策本部として機動的に対応できるよう、ライフラインの確保、通信機器や非常用電源装置などの設備を充実させるとともに、業務継続計画に基づき、復旧・復興の拠点施設としての機能を備えた施設とする。

イ 利便性の向上

バリアフリー化^{※7}を進め、高齢者や子ども連れ、身体の不自由な人など訪れる人々の利便性の向上を図る。

また、不特定多数の来庁者が利用する窓口業務は、市民に分かりやすく便利なものとなるよう工夫し、利用者の利便性の向上に努める。

ウ 借地の解消

平成26年度までに一部用地買収を行ったが、現在でも職員駐車場などの一部が借地となっているため、今後も計画的な借地解消に努める。

3 支所・行政サービスセンターの整備

(1) 支所・行政サービスセンターに求められる機能及び整備の基本的な考え方

支所・行政サービスセンターは、地域力の向上、地域の活性化・発展の拠点であるため、手続業務等の拡充を図り、地域の実情に即したきめ細やかな行政サービスを行う必要がある。

また、少子高齢化が進む中で市民サービスの向上を図るため、コンパクトで複合的な庁舎として整備する。

ア 耐震性能を有する庁舎又は耐震改修を計画する庁舎については、他の公共・公益的機関を積極的に受け入れ、複合施設として活用する。

また、業務継続計画による代替庁舎機能として活用する。

イ 借地については、将来の経済性を勘案し、計画的にその解消を図る。

(2) 各庁舎の現状と整備方針

ア 両津支所

(ア) 施設の概要

建築年月	昭和35年11月	耐震化の状況	耐震診断未実施
敷地面積	5,945.38 m ²	借地の状況（借地率）	無し
延面積	2,608.79 m ²	現在の職員数（H28）	38人
建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建	将来計画に基づく職員数	40人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

昭和35年に建築され、53年が経過していることから老朽化が著しい。

庁舎には、支所機能のほか教育委員会事務局（現在、畠野行政サービスセンターに仮移転中）や新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）が存在している。

(ウ) 整備等の方向性

平成29年度から30年度にかけて、支所、公民館及び図書館を含めた複合施設として改築を行い、隣接する佐渡島開発総合センターと一体的に整備する。

なお、既存の公民館は解体し、跡地の有効活用を図る。

イ 相川支所

(ア) 施設の概要

敷 地 面 積	19,611.00 m ²	借地の状況（借地率）	無し
延 面 積	3,723.61 m ²	現在の職員数（H28）	26人
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート一部鉄骨 造3階建	将来計画に基づく職員数	29人程度

(イ) 施設に関する現状と課題

平成25年度から26年度において新築移転し、支所と消防署との複合庁舎として活用している。

(ウ) 整備等の方向性

旧相川支所庁舎は、解体撤去し、跡地の有効活用を図る。

ウ 羽茂支所

(ア) 施設の概要

建 築 年 月	昭和53年8月	耐 震 化 の 状 況	耐震補強実施済
敷 地 面 積	5,807.51 m ²	借地の状況（借地率）	5,807.51 m ² (100%)
延 面 積	2,016.00 m ²	現在の職員数（H28）	23人
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造3階建	将来計画に基づく職員数	27人程度

(イ) 施設に関する現状と課題

昭和53年に建築され、35年が経過しており、平成27年度から28年度において、耐震補強及び大規模改修を実施している。

敷地は、すべて借地となっている。

庁舎には、支所機能のほか、社会福祉協議会羽茂支所及びシルバーパー人材センターが存在している。

(ウ) 整備等の方向性

現施設の耐震補強及び改修工事を実施し、庁舎機能と他の公的機関が併存する複合施設として活用する。

なお、敷地すべてが借地であることから、早期の借地解消に努める。

二 佐和田行政サービスセンター

(ア) 施設の概要

建 築 年 月	昭和57年7月	耐 震 化 の 状 況	耐震補強実施済
敷 地 面 積	18, 243. 00 m ²	借地の状況（借地率）	無し
延 面 積	3, 610. 92 m ²	現在の職員数（H28）	13人
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造4階建	将来計画に基づく職員数	15人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

昭和57年に建築されたものであり、平成27年度から28年度において、耐震補強及び大規模改修を実施している。

庁舎には、行政サービスセンター機能のほか、議会事務局及び西教育事務所、社会福祉協議会佐和田支所などが存在している。

(ウ) 整備等の方向性

現施設の耐震補強及び改修工事を実施し、庁舎機能と他の公的機関が併存する複合施設として活用する。

才 新穂行政サービスセンター

(ア) 新庁舎計画の概要

敷 地 面 積	2, 462. 00 m ²	借 地 の 状 況（借 地 率）	無し
延 面 積	1, 234. 00 m ²	現 在 の 職 員 数（H28）	7人
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造2階建	將來計画に基づく職員数	7人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

平成28年度から29年度において、公民館及び図書室を含めた複合施設として新築移転し、業務を開始する計画である。

庁舎には、行政サービスセンター機能のほか、東教育事務所新穂地区教育係、社会福祉協議会新穂支所などが存在している。

(ウ) 整備等の方向性

新築移転し、庁舎機能と公民館機能、及び他の公的機関が併存する複合施設として活用する。

既存庁舎は解体撤去し、跡地は有効活用する。

力 畑野行政サービスセンター

(ア) 施設の概要

建 築 年 月	昭和49年8月	耐 震 化 の 状 況	耐震補強実施済
敷 地 面 積	7,094.90 m ²	借地の状況（借地率）	4,355.95 m ² (61.4%)
延 面 積	2,712.00 m ²	現在の職員数 (H28)	7人
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造4階建	将来計画に基づく職員数	7人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

昭和49年に建築されたものであり、平成27年度から28年度において、耐震補強及び大規模改修を実施している。

庁舎には、行政サービスセンター機能のほか、社会福祉課子ども若者相談センター、社会福祉協議会本所が存在している。また、佐渡市教育委員会学校教育課、社会教育課が仮移転している。

敷地の6割が借地となっている。

(ウ) 整備等の方向性

現施設の耐震補強及び改修工事を実施し、庁舎機能と他の公的機関が併存する複合施設として活用する。

職員駐車場は必要最低限のスペースとし、早期に借地の解消に努める。

キ 真野行政サービスセンター

(ア) 施設の概要

建築年月	昭和58年7月	耐震化の状況	耐震構造
敷地面積	12,576.09 m ²	借地の状況（借地率）	3,275.55 m ² (26.1%)
延面積	2,778.81 m ²	現在の職員数 (H28)	8人
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建	将来計画に基づく職員数	9人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

昭和58年に建築されたものであり、耐震診断を要しない。

庁舎には、上下水道課のほか、シルバー人材センターや地域若者サポートステーション（サポステ）佐渡サテライト等が存在している。

敷地の3割弱が借地となっている。

(ウ) 整備等の方向性

現庁舎の屋根及び外壁の改修を実施し、これまでどおり、庁舎機能と他の公的機関が併存する複合施設として活用する。

なお、借地については、早期の解消に努める。

ク 小木行政サービスセンター

(ア) 新庁舎計画の概要

敷地面積	1,669.00 m ²	借地の状況（借地率）	無し
延面積	1,111.00 m ²	現在の職員数 (H28)	7人
建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建	将来計画に基づく職員数	7人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

平成28年度から29年度において、既存庁舎及び既存公民館を解体撤去し、新たに公民館との複合施設として建設し、業務を開始する計画である。

現在は、敷地内の小木地区公民館に仮移転しており、庁舎には、行政サービスセンター機能のほか、シルバー人材センターが存在している。

(ウ) 整備等の方向性

新庁舎建設後に地区公民館を解体し、庁舎機能と公民館機能を集約した複合施設として一体的に整備する。

ク 赤泊行政サービスセンター（赤泊総合文化会館）

(ア) 施設の概要

建 築 年 月	平成元年8月	耐 震 化 の 状 況	耐震構造
敷 地 面 積	2,000.00 m ²	借地の状況（借地率）	無し
延 面 積	3,260.00 m ²	現在の職員数（H28）	7人
建物の構造	鉄筋コンクリート造4階建	将来計画に基づく職員数	7人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

効率的な行政運営を目指し、平成22年度に近隣の社会教育施設である赤泊総合文化会館に行政サービスセンター機能を移転し、公民館及び集会施設の機能が併存した複合施設として活用している。

(ウ) 整備等の方向性

現状のとおり、複合施設として活用する。

【用語解説】

佐渡市町村合併協議会 (法定協) ※1	市町村合併をする時に必要な「市町村建設設計画」の作成や、合併することの是非も含めた合併に関するあらゆる事項の協議を行う地方自治法に定められた協議会。設置期間は平成 15 年 1 月 7 日から平成 16 年 2 月 29 日まで。
国の三位一体改革 ※2	平成 16 年度から 18 年度にかけて、政府の構造改革の大本柱の一つである「地方にできることは地方に」という理念の下、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付金の見直しの 3 つを一体として行った改革。
本庁舎検討委員会（民間） ※3	平成 16 年度に旧市町村から市民を 1 名ずつ選出し、合計 10 名で組織された民間による委員会。3 回の委員会が開催された。
本庁舎周辺整備検討委員会 ※4	佐渡市プロジェクトチーム設置規程に基づき、本庁舎周辺整備の総合調整を検討するために設置した府内委員会。設置期間は平成 18 年 6 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで。
市有財産検討委員会 ※5	佐渡市市有財産検討委員会設置要綱に基づき、市有財産の処分及び活用に関し、適正かつ円滑な事務処理を図るために置かれた府内委員会。
佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画検討会議 ※6	佐渡市新庁舎等建設・整備基本計画について、総合的な見地から意見又は助言を求めるための民間の学識経験者等からなる会議で、基本計画案の策定に際し、新庁舎等に必要な機能等について検討を行う。設置期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで。
バリアフリー化 ※7	障がい者や高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す用語。

第5章 持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化戦略

本市の産業等の構造は、市内総生産に占める公共事業や政府サービスの割合が県内の他の地域と比較して高く、地方交付税の減少による市の歳出規模の縮小は、地域経済に大きな影響を及ぼすと考えられる。さらに、平成31年は、平成28年と比較して人口が約3千人減少すると推計(平成25年3月27日 国立社会保障・人口問題研究所公表)されており、税収減や市内総生産の低下などが懸念される。

そのためにも、農林水産業を中心とする産業の振興、佐渡の自然、食、文化を活かした観光地域づくり、交通ネットワークの充実、佐渡の活性化に向けた地域づくり、災害に強い島づくりは、本市が早急に強化し、進めなければならない重要な課題である。

地域経済分析システム（R E S A S）によると、本市における支出総額は、2,774億円であるが、そのうち毎年1,090億円が島外へ流出していることが分かっており、地域経済縮小の影響を緩和していくには、島内で資金が循環する仕組みの構築が重要であることがうかがえる。

このため、本ビジョンでは、島内で資金が循環する仕組みの構築を進めながら、以下に示す5つによる経済活性化戦略を定める。

第一に、産業の振興を図るため、農林水産物を中心とした6次産業化・農商工連携を推進するとともに、起業・第二創業による新たな雇用の拡大、創出を進める。さらに、生産・加工・販売までを一貫してプロデュースする民の活力を利用した地域商社の育成に向けての研究を進める。また、地元企業優先発注の検討や地産地消の強化により、島内で資金が循環する仕組みづくりの構築を進める。

第二に、世界農業遺産と世界遺産等の登録を目指す佐渡金銀山、佐渡ジオパークの世界的3資産をはじめとした、佐渡の地域資源を観光資源として活かした観光地域づくりを進める。このため、佐渡版DMOの構築を進める中で、各種データに基づくターゲット別の戦略を構築し、1次産業や地域などと連携した滞在交流型観光を推進する。また、観光客の利便性・快適性を高め、満足度の向上を図るため、新潟空港、新潟駅から新潟港までのアクセスの改善、トイレの洋式化や看板の設置、Wi-Fi環境の充実など、ハード・ソフト両面での受入態勢の充実を図る。

また、これまであまり活用されてこなかった島内の文化財や歴史的建造物を積極的に活用することで新しい佐渡の魅力を最大限に發揮する。さらに、佐渡産品を活用した市内で加工するお土産の開発・販売を進め、観光消費により島内で資金が循環する仕組みの構築を進める。

第三に、市民の利便性の向上、島内産業の島外販売強化及び交流人口の拡大に向け、交通ネットワークのさらなる充実を図る。特に、新たに創設される「地域社会維持推進交付金（仮称）」及び離島活性化交付金の支援制度を積極的に活用し、人・物の航路運賃の低廉化・利便

性の向上を図る。また、島内公共交通体系は、市民の生活交通であることを基本としつつ、島外者の利便性にも配慮した交通ネットワークの構築を検討するとともに、交通空白域の解消に向けた取組を進める。

第四に、市民が安心して暮らすことのできる佐渡の活性化に向けた地域づくりを進める。高齢者や障がいのある人が安心して働き、暮らせる地域づくりについては、地域住民が一体となった「支えあい」を基本とした高齢者や障がいのある人への支援の充実が必要であり、特に、高齢者が元気で活躍できる社会づくりや子どもの発達支援・若者支援対策のため、社会福祉や高齢福祉分野だけでなく、産業と教育分野との連携を進める。

また、持続可能な地域づくりに向け、官民協働により地域の魅力・価値の向上を図るとともに、「来る」「暮らす」「働く」の一体的な取組により、移住・定住を推進する。佐渡の活性化を図るためにには人材育成が必要であるという認識の下、明日の佐渡を担う人づくりを目指し、郷土愛を軸とした教育を進めるとともに、産業振興のための人材育成・確保と女性が社会参加できる環境の充実を進める。

また、トキと人が共生する豊かな自然や美しい景観を未来へ継承するために自然と環境にやさしい公共事業を進め、市民のみならず佐渡を訪れる方々にも愛される魅力あふれる地域づくりを目指す。

第五に、災害に強い島づくりについては、東日本大震災や熊本地震の教訓から災害への対応力の強化が求められていることから、佐渡市地域防災計画の見直しと業務継続計画の新規策定、公共施設等の耐震化などハード・ソフト両面での対策を進める。

本市の重点目標を実現するために、「歴史と文化が薫り 自然と人が共生できる美しい島」を基本コンセプトとして、持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化戦略を策定する。

1 産業の振興

離島である佐渡は、大企業の誘致による雇用の拡大や規模拡大によるスケールメリットの追求が困難であることから、地域経済分析システム、産業連関表を活用した分析に基づく戦略や、農商工連携による島内循環型の生産活動の促進と企業の第一次産業への参入の促進が必要である。その中で、地産強化による地場産業の活性化から経済波及力を高めることと地域資源を活かした6次産業化や自然共生ブランドを背景とした佐渡米に加え、果樹、野菜などの施設整備による複合型経営の推進と自然エネルギーを活用した一層の環境型農業ブランドの推進から高付加価値化と販売力の向上を進め、あわせて産業間や企業間の連携の促進により、地場産業の再生と雇用の確保を進める必要がある。

また、人口減少等による生産労働力の低下については、移住・定住を促進し、U・Iターン者を確保するとともに、高齢者や障がいのある人、女性の力でカバーする生産体制の整備、さらに経営の安定のための販売網の構築等を総合的に進める必要がある。

(1) 農林水産業の振興

農林水産業は、朱鷺と暮らす郷づくり認証米や世界農業遺産認定などにより国内外で評価を得ているものの、生産性が低く担い手が減少していることや、小規模多品目生産が主体であることから、大規模生産、大量物流を基本とした従来の市場流通だけでの対応は困難である。

佐渡の強みである豊かな自然と環境など自然エネルギーの利用を進めながら、佐渡米未来プロジェクト品質向上90の取組で、その地域条件にあった適切な栽培管理の実践により高品質化を図り、島内全域でブランド力を高め、高付加価値化を進めるとともにブランド力を武器とした生産と販売を両輪に自然共生型生物多様性販売戦略を進める。

ア 持続的な経営の展開

農林水産業の担い手の確保のためには、経営の安定化を目指すことが喫緊の課題である。中でも農業は、本市の基幹産業として重要な位置付けにあり、米の品質を高め、一層のブランド化を図る佐渡米未来プロジェクト品質向上90の取組を強化しながら、経営規模拡大への支援による所得の確保と、果樹、野菜などの園芸生産への支援から生産拡大を促し、複合経営化による所得の確保からの経営安定を図る。さらに、農業に自然エネルギーを最適に取り入れることによる環境型農業モデルのブランド化や複合型農業モデルにより、経営の安定化、雇用の拡大、農業での起業の創出を図る。

また、世界農業遺産の認定により、国内外から評価された自然共生と生物多様性のブランドに加え、自然エネルギーを利用した環境型農業モデルを販売戦略の中心とし、高付加価値販売が可能な販売網を確保し、経営安定を進める。

水産業については、将来にわたって持続可能な漁業環境に向けた漁場造成や栽培漁業の推進など、資源回復と製氷施設や流動氷の積極的な活用による鮮度管理を重視した佐渡産水産物のブランド力の強化を図る。あわせて、販売力を強化するため、生産・加工・販売が連携した取組を推進するとともに、首都圏に向けた産地直送の仕組みの構築を目指し、漁業所得の向上と産地間競争に負けない産地づくりを図る。

また、新たに創設される「地域社会維持推進交付金（仮称）」の支援制度を最大限に活用しながら、加工や6次産業化により、高付加価値化を推進する。

林業については、森林経営計画を策定し、高性能機械導入による佐渡産材の低コスト化やバイオマスエネルギーと生産促進計画の連携による佐渡産材の島内循環の仕組みづくりを研究する。

イ 組織化と法人・団体等の規模拡大

離島である佐渡は、大企業の誘致による雇用の拡大や大規模化によるスケールメリットの追求は、困難であるものの経営の安定、雇用の確保には、一定の規模拡大は必要である。

農林水産業従事者の高齢化等により、経営の持続が困難となっていることから、地域に合った組織化、協業化、法人化に加え、複合型経営など個人農家の経営安定、新規就農者への支援金を活用したU・Iターン者の確保など、営農や農地保全が安定的に継続できる個人経営を含めた多様な経営体の育成を図る。

あわせて、単なる補助金による支援から脱却し、官民連携による担い手育成の中長期ビジョンの策定や、新たな法人の設立、法人の規模拡大などの支援を進める。

ウ 多様な担い手の確保

産業活性化に不可欠な若い担い手を確保するため、地産の強化による雇用の場の創出や若者が島に定住、あるいは将来島に戻ってくる人材育成の仕組みを構築する。

また、近年、田舎暮らしを希望する若者や退職者世代等が増えていることから、担い手となるU・Iターン等の受入態勢の整備を進めるため、米を補完するokeさ柿、ルレクチェなどの果樹の生産力・販売力の向上とともに、施設園芸の強化などにより、地場産業を育成し、経営体の安定化により雇用の拡大を図る。

さらに、地域おこし協力隊など佐渡に関心のある都市住民の移住の促進による人材を確保し、農林水産業を活かした都市との交流や地域の情報発信等を積極的に行い、地域活性化につながる仕組みづくりを進める。

エ 自然共生を基本とした販売戦略

産業振興は、生産面と販売面を両輪として捉えていくことが必要であるため、園芸作物の強化による複合経営や法人の大規模化及び6次産業化、農商工連携による企業参入など、担い手の確保等の生産力強化とあわせ、出口の販売力強化が重要である。そのためには、これまでのトキや世界農業遺産認定、棚田ブランド等に加え、自然エネルギーを最大限に活かしながら、自然・環境を活用したブランディングと佐渡米未来プロジェクト品質向上90などの取組による小規模ながら高品質である特徴を活かし、ターゲットを絞った販売戦略や地産地消による販路拡大を推進する。

(ア) 生物多様性佐渡戦略の推進

多様な生きもののつながりがもたらす恵みの中で、人間は生きているという生物多様性が世界でも注目されており、本市は、里山、里海の整備やレジ袋ゼロ運動等、トキの野生復帰に向けた環境への取組が、「エコアイランド佐渡」として、循環型社会のイメージ向上につながっている。

そこで、トキをはじめとする生きものが共生する環境づくりに向けた様々な取組を販売ブランド力の向上につなげるため、世界農業遺産認定により証明された国際的な価値や大学等と連携した学術的な証明を付加価値として、佐渡の農林水産物等の販売につながる仕組みづくりを進める。

(イ) 更なる環境イメージアップ

エコアイランド推進のための環境施策として、太陽光等の自然エネルギーの活用、電気自動車等低公害車の普及促進、天然杉の保存と活用等の環境関連事業を、生物多様性佐渡戦略の一環として推進する。

また、適切な森林整備により発生するバイオマスの農業等への利用促進と地域資源を活用した環境と経済の好循環を図り、本市の環境への取組をアピールし、大学や企業等との交流を通して島外資本の活用とイメージアップを目指す。また、もみ殻を活用した有機肥料についても、島内での拡大を進め、安全・安心と資金が循環する農業体制の構築を目指す。

(2) 起業・第二創業等の推進

専門知識の習得や資格取得の支援、産学官金が連携した創業支援ネットワークによる多様な形態の起業の促進及び、新たに創設される「地域社会維持推進交付金（仮称）」の支援制度を最大限に活用しながら、若者等の起業、第二創業の推進及び市内における雇用の受け皿となっている企業の事業拡大を促進し、島内に元気な産業と安定した雇用を創出する。

(3) 6次産業化を中心とした高付加価値化の推進

産業間の生産波及力を持続させて佐渡市民の所得確保を図るため、6次産業化、農商工連携、企業連携、第二創業化、ＩＣＴの利活用等により、生産・加工・販売までの一貫した体制を整備するとともに、商品開発や販売促進のため産学官金の連携を進める。また、販売面においては、大きな課題となっている海上輸送費について、離島活性化交付金や、新たに創設される「地域社会維持推進交付金（仮称）」など国の支援制度を最大限活用し、コスト削減による競争力のある産業の育成を進める。

(4) 外貨獲得のための島外販売と島内循環の強化

販売戦略にとって重要なことは、「外貨獲得」のための島外への販売をしっかりと行うことである。そのため、地域経済分析システムの活用による綿密なマーケティングによるターゲットを絞った販売戦略の策定、これまでのトキや世界農業遺産認定、棚田等、佐渡の豊かな自然・環境を活用したブランド化に加え、自然エネルギーを最大限に活用した環境型農業モデルの構築によるブランディングと生産・加工・販売ま

でを一貫してプロデュースし、地域内外に販売する民の活力を活かした地域商社の育成への研究を進める。

また、島内経済の活性化には、島内で資金が循環する仕組みづくりが必要である。そのためには、島内で生産、加工したお土産物等を観光客に提供する観光地域づくりの推進、佐渡の豊かな自然から生み出された產品を加工・販売する体制の整備、自然エネルギーの活用、市の物品調達等の地元企業優先発注の検討など、様々な取組を進める必要がある。あわせて、市民の地産地消への認識度が8割に向かっていることから、市民の地場產品の購買行動を促進し、島内で資金が循環する仕組みづくりを進める。

ア 外貨獲得のための島外販売の仕組みづくり

世界農業遺産の認定により、国内外から評価された自然共生と生物多様性のブランドの活用及び佐渡產品の島内加工による商品の高付加価値化と地域経済分析システムの活用による綿密なマーケティングによるターゲットを絞った販売戦略により、外貨獲得のための島外販売を強化する。

イ 市民が佐渡の物を消費する仕組みづくり

家庭、学校、地域において、地場產品の良さを知り、「佐渡の物を買おう」という意識啓発を行い、地産地消への理解を深める。地産地消月間などのイベント、直売所、サドメシランを通じた地場產品を購入できる機会を創出するとともに、学校、保育園給食を通じた食育の推進、郷土料理レシピ集の活用を進め地場產品の購買行動を推進する。

ウ 観光客等に佐渡の物を提供する仕組みづくり

市民の消費拡大を図る一方で、観光客に佐渡產品を提供できるよう島民一丸となつた観光地域づくりを進める。ホテル、観光施設等において、佐渡産食材を用いた食事の提供、また、佐渡產品を活用し、佐渡で製造されたお土産を充実させることにより、観光客の満足度向上と経済の島内循環を進める。

エ 生産・加工・販売の島内循環の仕組みづくり

佐渡には、豊富な產品があるにもかかわらず、その產品を加工し、販売できる施設が極めて少ない。佐渡產品を島外へ移出し、島外で製造、再度、島外から移入し、販売している現状を踏まえ、佐渡の豊かな自然から生み出された產品の付加価値を高める加工施設の設置計画の検討を行うとともに、農商工連携と6次産業化を促進し、生産・加工・販売までを一体化したシステムづくりを進める。

オ エネルギーの島内循環の仕組みづくり

省エネルギー化対策、自然エネルギーの活用、低公害車の普及促進など、事業活動や日常生活において、化石燃料使用低減を推進するとともに、環境に優れた技術を活用したエネルギーの自給について、大学等と連携し、調査研究を進める。

カ 物品調達等発注方法の工夫による島内循環の仕組みづくり

本市発注の物品調達をはじめとした事業について、市内業者がより一層、受注しやすい発注方法を検討し、島内で資金が循環する仕組みづくりを進める。

2 観光地域づくりの推進

地域観光を取り巻く環境は変化しており、団体旅行から個人旅行への移行が進んでいる。団体旅行は、旅行代理店の送客の受け地として観光事業者だけで体制を整えていたが、近年は多様なニーズの個人客が増え対応しきれなくなっている。今後は、観光事業者のみによる観光地としての発展を目指すのではなく、市民が観光を活用した地域づくりに取組み、市民と観光客の双方にとって魅力ある、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりが必要である。このような中で、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役となる日本版DMOの構築が求められている。本市には世界的3資産に代表される自然、歴史・文化や地域食材を活用した食文化など多種多様な地域資源を有しており、観光事業者のみならず1次産業をはじめとした多様な関係者を巻き込んだ佐渡版DMOの構築が必要である。

また、本市の観光は11月から3月の冬期がオフシーズンとなっていることから、年間を通じ安定した雇用の確保が困難となり、さらには観光客に対するおもてなしの心を醸成する機運を阻害することにつながっている現状にある。

(1) 佐渡版DMOを中心とした滞在交流型観光の推進

世界的3資産をはじめとする自然、歴史・文化などの地域資源を活用した滞在交流型観光を推進し、旅行消費額、延べ宿泊数、来訪者満足度、リピート率の向上を図る。そのために、当市の特殊性に合った観光地域づくりを観光事業者のみならず、1次産業などの多様な関係者の合意形成のうえ観光の牽引役としての地域経営の視点に立った佐渡版DMOを構築し、戦略に基づく一元的な情報発信やプロモーションを行う。

ア ターゲット別戦略

各種データに基づきターゲットや顧客ニーズを的確に分析し、ニーズに合った観光地域づくりを行い、全島に散在している観光資源に物語性を付加し体系的にコーディネー

トしたうえで、的確に顧客に届くようなプロモーションなどのターゲット別の戦略を構築する。特に、首都・中部・関西圏及び欧州・米国・豪州や富裕層に対する戦略は重要である。

イ 観光と他の産業等との連携

観光地域づくりは、観光以外の他の産業や地域が観光を活用して「稼ぐ」ことが重要であることから、産業間連携の仕組みづくりを行う。特に1次産業の生産と加工、誘客を一体化したシステムづくりを進めるとともに、土産物については、多様な産業間連携の中で、佐渡産品を活用して佐渡で製造したオリジナル商品の提供体制を構築する。

ウ 通年観光の推進

通年観光を推進するためには、佐渡の隠れた魅力である冬景色や伝統芸能、食などの魅力を顧客ニーズに的確に応えられるようコーディネートをしたうえで、比較的時間に余裕のある旅慣れた個人客やF·I·Tに向けて、ICTなどを活用し効果的に発信や口コミでの拡散を意識したプロモーションを推進する。

エ インバウンドの強化

日本全体で縮小する国内旅行マーケットからインバウンドの取り込みに重点を移す必要がある。ミシュラングリーンガイドやジャパンガイドで佐渡が広く紹介されていることから、外国人にとって魅力ある地域であるため、訪日外国人観光客のニーズに合わせたプログラムの開発に合わせ、海外の旅行者へ直接届くようICTを活用した情報発信や話題性を意識したプロモーションを推進する。

あわせて、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するために、新潟市をはじめ他地域との広域観光連携を促進し、広域観光ニーズへの対応や長期滞在・回遊性の向上促進等を進める。

また、近年増加しているクルーズ船が入港する際の受入体制の充実や新潟空港及び新潟駅から新潟港までのアクセスの改善を図る。

(2) 受入態勢の充実

リピーターを増加させるためには、観光客の満足度を高めることが重要であることから、ソフト・ハード両面での環境整備が必要である。

ア ソフト面の整備

観光客にとってガイドの有無やスキルは、満足度に大きな影響を与える。そのため、佐渡全体を案内できる観光ガイドと外国人観光客に対応できる通訳案内士の養成を図る。あわせて、観光客の利便性を向上させるため、観光案内所の充実やガイドの受付窓

口の一元化等の仕組みを構築する。

また、観光ガイドを補完するため、ＩＣＴを活用したガイドシステムの導入や観光パンフレットの見直しにより、外国人にとっても利便性が高く、満足度を得られる仕組み及び滞在しやすい環境づくりを検討する。

イ ハード面の整備

トイレの洋式化や分かりやすい案内看板の設置、Ｗｉ－Ｆｉ環境の充実、駐車場の整備等、お客様目線で受入環境の整備を進める。

また、近年文化財や歴史的建造物の活用に期待される効果や役割が拡大していることから、文化財や歴史的建造物などを活かした観光交流の推進など、文化財等の特性や保存に配慮しながら魅力を一層引き出すような形で積極的な活用、発信を行う。

年々、宿泊キャパシティが減少していることから、大規模なイベントや世界遺産登録による集客に対応できるよう、農家漁家民宿や民泊など多様な宿泊形態のあり方を検討する。

トライアスロン、ロングライド等自転車によるスポーツツーリズムの交流人口が増加していることから、自転車道の整備を含めた受入環境の強化について検討を進める。

離島である佐渡にとって交流人口の拡大、観光振興の強化には重要港湾である両津港及び小木港の港湾機能のより一層の充実強化が必要であり、賑わい空間・親水空間の整備や最近寄港数の増えているクルーズ船の受入施設の整備を県と連携して進める。

3 交通ネットワークの充実

市民の安全・安心、産業振興及び観光客をはじめとする交流人口の拡大を推進するためには、交通インフラの充実は重要であり、持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化の基盤となるものである。

(1) 航空路の整備

本市は、本土との交通手段のほとんどを航路に頼っている現状にあるが、長い移動時間や、冬季欠航による孤立等のハンディは、医師確保や企業進出、交流人口の拡大等に大きく影響し、島外者が佐渡を体験する機会を阻害する原因にもなっている。一方、国内における高速交通網は整備が進められ、本市以外の離島は着実に空港整備が行われてきた。

現在、佐渡新潟航空路線は運休状態であることから、早期にこれが解消できるよう新潟県とともに取組を継続し、航空路再開のための航空会社への働きかけ及びその航空路の継続維持に努める。

市内には世界的3資産を有することや、トキの野生復帰などにより国際的な注目も高まっていることから、佐渡新潟線の早期再開に取組みながら、国内外の一層の交流を促進するため、首都圏等との直行便が就航可能な滑走路の拡張整備が必要不可欠である。

また、災害などの緊急時に人員・物資輸送強化の観点から、自衛隊機を含めより多くの救援機を受け入れるためにも、滑走路の拡張整備を事業化し、首都圏等との直行便の開設を目指し、県とともに取組を進める。

平成3年に事業計画が策定されてから数十年経ってもいまだに事業化に至っておらず、喫緊の課題として早急に対処しなければならない。

(2) 佐渡航路の安定と充実

佐渡航路は、島民生活及び産業活動にとって、極めて重要な交通インフラである。佐渡航路を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえて、国・県・対岸市・運行事業者が連携する中で、人の往来や物資の輸送手段として課題となっている航路運賃の低廉化を図るとともに、航路の安定運航及び運航体制の充実が不可欠である。

ア 航路の活性化

佐渡航路を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえて、新潟両津航路、小木直江津航路、寺泊赤泊航路のそれぞれの優位性、就航船の特性を活かした航路のあり方を検討し、航路の活性化を進める。

イ 運賃低廉化及び利便性の向上

観光誘致や交流人口の拡大、「外貨獲得」など産業の振興を図るうえで、人と貨物の航路運賃の高さが常に障害となっている。運行事業者の経営努力を促すとともに、新たに創設される「地域社会維持推進交付金（仮称）」や離島活性化交付金など国の様々な支援制度の活用や県、対岸市と連携して、運賃の低廉化を図る。

また、快適な船旅の提供や社会情勢に見合った取組を進め、運賃の多様化、交流人口の拡大及び利用者の利便性の向上を図る。

(3) 島内公共交通体系の整備

市民の生活交通の確保、観光二次交通の充実 等のため、島内公共交通体系の整備が必要である。

具体的には、過疎化・高齢化に対応した効率的な路線網への見直しを行うとともに、港湾、観光施設、学校、病院等を中心とした利便性の高い公共交通網を構築し、学生や高齢者などの交通弱者が使いやすい生活交通を維持する。さらに、交通空白地帯の解消に向けた新たな公共交通網の検討を進める。

また、観光客の島内移動交通確保のため、世界的3資産へのアクセスを考慮した交通体制の整備や利用者のニーズにあった路線の見直し、多様な交通手段の提供など、交通事業者と連携した取組を強化するとともに、増加する外国人観光客の受入体制の整備を図る。

(4) 道路の整備

道路は市民誰もが、安全・安心に暮らせる豊かな地域を実現していく上で必要不可欠であるほか、地域産業・経済への波及効果をもたらす重要な交通インフラである。市全域に視野を広げ、市民生活に支障をきたしている未改良区間の整備を優先して進め、周辺地域との格差解消を図るとともに、病院や福祉施設、港湾、空港、観光施設等へのアクセスの改善や地域との協働による沿道修景美化の取組を進めながら魅力あふれる島づくりなど、交流人口の拡大に資する道路整備を県と連携を図りながら進める。

また、既存道路施設の計画的な修繕・更新により道路ネットワークの信頼性を高め、広域防災、緊急医療の観点からも災害に強い道路づくりを県とともに進める。

一方で道路については、観光・交流への影響も大きく、特にロングライドなど自転車によるスポーツツーリズムの交流人口が増加傾向にあることから、受入環境の充実を図る。

4 佐渡活性化に向けた地域づくり

人口減少等により過疎化、少子高齢化が進む中、子ども、高齢者等全ての市民が安心して暮らし続けながら、元気に活躍できる地域づくりは、持続可能な循環型社会の実現に向けた地域活性化の基盤となるものである。

子どもから高齢者までの全ての世代が健やかに暮らし続けるためには、佐渡の自然、産業、人情の豊かさを活かした、医療・介護・福祉の連携による地域づくりが重要である。

子育て環境の充実や元気な高齢者の活躍環境の醸成など、佐渡版地域包括ケアシステムの構築に向けて、各世代が活躍できる仕組みづくりや、地域での自助、互助の仕組みづくりと関係機関との連携体制の強化により、少子高齢化対策に取組む。

また、持続可能な地域づくりを進めていくためには、移住者の受け入れや、拠点となる地域を中心とした自立できる地域コミュニティの強化が必要である。地域の特色を活かし、支所等が拠点となった地域住民との協働による、受入体制の整備や自主的な地域づくりを進める必要がある。

(1) 地域で暮らし続けられる医療・介護・福祉の連携体制の実現

高齢化や人口減少等が進行する中で、子どもから高齢者まで一人一人の市民が、健や

かに自分らしく日々の生活を送れるよう、佐渡の豊かな資源を活かした医療・介護・福祉の連携体制を実現する。

ア 健やかに一生涯を送れる島づくり

市民が、佐渡で健やかに育ち、学び、自らの能力を活かし、年齢を問わず、いつまでも社会参画することができる切れ目ない各世代に応じた支援体制を構築する。

(ア) 医療供給体制の維持・拡大

離島である本市においては、島内で完結できる医療供給体制の確保は、出産・子育て世代から高齢者まで全ての世代で重要であり、加えて、昨今頻発する自然災害に備えるためにも必要不可欠である。

このことを踏まえ、佐渡市医療構想に基づき、各病院が地域の医療拠点としての役割や「かかりつけ医」として外来診療機能を維持・確保できる取組を進める。

(イ) 子育て環境の充実

子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、多様なニーズへの対応や保護者の就労と子育ての両立を支援するため、乳幼児期から青年期までのそれぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築が求められている。

このため、保健・医療・福祉・教育が連携し、健やかな妊娠・出産をサポートするとともに、発達支援などの個に応じた適切な支援や経済的、精神的負担の軽減を図るなど、全ての子どもが健やかに育つ環境づくりを進める。

また、子どもたちが地域で健やかに育つための生涯教育の充実を図り、地域全体で支える仕組みづくりを進める。

なお、子育て支援の強化を図るため、組織体制の一元化の検討を進める。

(ウ) 元気な高齢者の活躍環境づくり

本市の人口の4割を占める高齢者の多くは元気な方々であることから、長年培ってきた知識、経験、技能を活かし地域で活躍できる環境づくりを進める。

また、積極的な社会参加や学習・健康づくり活動、ボランティア活動などへの参加機会の提供に努め、高齢者がお互いを支え合い、交流することにより、活力ある地域社会の実現を図る。

(エ) 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

元気な地域づくりには、健康寿命の延伸が重要な課題である。そのため、子どもから大人まで、各世代に応じた健康への意識づけを行い、市民協働による健康づくりの活動を推進する。

特に、歯科保健の推進、食育、認知症の初期支援等は、健康寿命の延伸につながることから、積極的に推進する。

また、こころの健康については、市民にその重要性を浸透させるとともに、相談支援体制の充実や関係機関とのネットワークの強化を推進する。

(オ) 障がいのある人への支援の向上

人間は誰しも欠点や足りないところを持っており、それぞれが支え合い、補い合いながら生活しているが、市民の障がいに対する理解や個人の特性を把握することで、障がいのある人が、さらに暮らしやすい環境づくりを推進する。

また、障がいのある人自身の自己決定と自己選択を尊重し、自らの意思で自分らしく生活できるように、障がい福祉サービスの提供体制の確保や相談支援体制の強化、グループホーム等の居住施設の充実を図るとともに、地域支援の拠点づくりを推進する。

イ 佐渡版地域包括ケアシステムの構築

住み慣れた地域で、医療・介護・福祉の連携したサポートが受けられる地域包括ケアシステムを、平成37年度までに構築する。

その上で、佐渡ならではの地域包括ケアシステム体制の整備を進める。

(ア) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保とネットワークづくり

地域包括ケアシステムを支える医師、看護師、リハビリテーション専門職、介護従事者などの医療と福祉人材の確保は喫緊の課題である。

佐渡の自然や環境、スポーツイベントなど魅力あふれる島であることを発信し、若者の定住やU・Iターン者の移住を進めることで、医療や福祉を担う人材確保に取り組む。

あわせて、認知症予防・介護予防を推進するため、NPO団体等の民間事業者の育成支援や、参入しやすい環境の整備を行う。

また、「さどひまわりネット」の活用や、医療・福祉専門職の人的ネットワークの構築により医療・介護サービスの連携・充実を目指す。

(イ) 佐渡版地域包括ケアシステム実現への方策

佐渡版地域包括ケアシステムを構築するためには、高齢者や障がいのある人などが、必要な時に医療や介護サービスを受けられる移動手段の支援や、就労等を希望する人への支援が必要である。

あわせて、地域が連携し、互助・見守りなど多くの市民が参画できる体制づくりが必要である。

そのためにも、高齢者への路線バス運賃割引きサービスなどの移動手段の支援や、高齢化と担い手不足が深刻化している農業分野と障がいのある人々に対する雇用機会の提供を結び付けることにより、障がいのある人や高齢者などが、農業などの産業分野で活躍できる連携体制の構築を進める。

見守りの支援については、行政や専門職だけでなく、地域住民との連携が必要であることから、「緊急医療キット」による集落での互助の取組や、郵便局や運送事業者など地域に密着する民間事業者との連携を進める。

あわせて、認知症の方の目線に立った支援を行うため、必要な知識を習得した認知症サポーターに多くの市民に参加してもらえるよう取組を推進する。

既に認知症になった方への対応として進めている成年後見制度利用促進や市民後見人の育成や初期集中支援や認知症サポート医の確保など、本人やその家族が日常生活を継続できるよう対策を強化して行く。

また、地域包括ケアシステムを実現するワンストップ相談窓口の開設を目指すことで、市民の利便性の向上を図る。

（2）佐渡に暮らしたくなる元気で魅力的な地域づくり

持続可能で健全かつ元気な地域づくりを進めていくためには、地域住民と関係機関等が連携・協働し、地域の魅力や価値を高めていくとともに、地域活性化につながる移住者の受入れを積極的に進める。

ア 移住定住への仕組みづくりの促進

都市部等に住む移住希望者に向けて、空き家や就業に関する情報、医療・福祉・子育てなどの暮らしの情報等を発信するとともに、モニターツアーや短期滞在等を通して佐渡への定住につなげる仕組みづくりを進める。また、地域おこし協力隊制度を活用し、若い世代の移住・定住を推進する。

イ 雇用の創出と定住環境の充実

移住希望者にとって、就業や居住の場、**充実した教育環境**が重要となる。そのため、農林水産業や観光の振興における産業間連携により幅広い就業機会の創出を図り、移住希望者との求人・求職のマッチングを図る。また住居については、地域の特色ある家屋をはじめとした空き家の活用等を図る。移住希望者が、スムーズに移住できるように「移住サポートセンター」を創設し、空き家や就業、**教育環境**の情報提供、市関係部署へのつなぎ、地域住民との橋渡しなど、移住希望者の不安の解消に加えて、**移住後も継続してサポート**し、定住につながる支援体制を充実する。

ウ 市民協働による活力ある地域づくり

過疎化や少子高齢化により、伝統芸能の継承や集落運営が困難になるなど、地域コミュニティの弱体化が進んでいるため、地域おこし協力隊等の外部人材を活用するとともに、企業・NPO団体・大学等との連携・協働体制の仕組みや、地域包括ケアシステム構築の推進による地域自立組織化に向けた連携支援の仕組みづくりを行い、地域力の向上を図る。

さらに、若者が交流する場を多岐にわたって創出することや結婚に伴う新生活スタートの支援を行うことで、定住を促進する。

また、地域の特色ある発展を目指すため、自治会、集落、地域活動団体などが企画・提案し実践する独自性を生かした自主的な地域活動を促進し、支所等が地域の拠点となって地域住民との協働による個性豊かで活力ある地域づくりを推進する。

エ 環境にやさしい公共事業による地域づくり

トキと人が共生する豊かな自然や美しい風景を保全し、未来へ継承するために、特に河川の自然再生等において、生物多様性や景観に配慮した自然と環境にやさしい公共事業を地域住民と共に進め、市民のみならず佐渡を訪れる方々にも愛される地域づくりを目指す。

(3) 未来につながる人材の育成と確保

明日の佐渡を担う人づくりを目指して、佐渡市教育大綱の基本目標の一つである郷土愛を軸にしたキャリア教育を推進するとともに、女性の社会参加の環境づくりと地域や産業のための人材の育成・確保を進める。

ア 多様な次世代教育の仕組みづくり

佐渡の活性化には、佐渡学や地域産業を学ぶ郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進により、佐渡に貢献しようとする人の3つの姿、「佐渡で成長し活躍する人」、「佐渡に帰り心身ともに大きくなって活躍する人」、「佐渡を外から支え応援する人」の人材を育成していく必要がある。そのため、郷土への誇りと希望を合わせもつ豊かな人間性・社会性を備えた人材を育てるための学校・家庭・地域・企業による連携や、公民館を拠点にした地域コミュニティ活動に子どもが参画できる環境整備など、社会全体で子どもを支える仕組みづくりを進める。

また、教育支援としての奨学金制度は、国・県の動向を注視しながら、対応を検討する。

イ 地域や産業のための人材の育成・確保

本市の産業や地域の活性化には、産業横断的・客観的な視点を持った人材や、地域産

業に精通した人材が不可欠である。

このため、島外の企業や大学等との人材交流の促進や、島外企業や先進地域への研修を通じ、あらゆる分野での企画力、指導力のある人材の育成を推進する。

あわせて、外部の優秀な人材を導入することにより、地域や産業の活性化を図る。

また、専門技術や資格取得を学ぶ学生に対して率先して島内でインターンシップを実施し、佐渡を雇用の場と捉える環境を整備する。さらに、これらの人材に加えて大学生やU・I ターン者等を活用することで、専門性の高い技術を有する人材の確保を推進するとともに、地域産業を盛り上げるため、高齢者や女性の力を活かした働く仕組みを構築し、活動人口の増加を推進する。

ウ 女性が社会参加できる環境の充実

女性活躍推進法の施行により、今後ますます女性の活躍の機会が増加することが見込まれることから、家庭と仕事の両立のための環境の整備に取組むほか、男女共同参画を推進することで男女が協力して子育てや家事に取組む意識付けを啓発する。

5 災害に強い島づくり

市民が安心して健やかに暮らし続けるためには、災害に強い島づくりは重要であり、持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化の基盤となるものである。

東日本大震災の教訓から「災害への対応力の強化」が求められている。さらに、平成28年4月に発生した熊本地震を教訓とした体制整備や水道等のライフラインの整備・更新及び持続、公共施設等の整備及び適正管理などのインフラ整備は必要不可欠である。

災害から命や地域を守るために、佐渡市地域防災計画の見直しを図りながら、地域の組織力の向上と人材育成や体制の整備、減災対策において、ハード・ソフト両面での対策を進める。

(1) 組織力の向上と人材育成

自主防災組織や事業所などで防災リーダーを養成し、防災訓練等の活動の活発化、地域防災力の強化及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団の機動力強化や消防団員が地域に密着した活動ができる環境整備を進める。

また、市内全域で高度な救急医療行為を迅速かつ的確に行えるよう、救急救命士の養成や救急隊員の資質向上に努めるとともに、市民に対する応急手当の知識・技術の普及啓発を図る。

(2) 体制整備

東日本大震災の教訓から、「早く知らせること、早く逃げること、早く対応すること」を実現するため、緊急情報伝達システムを核とした迅速かつ確実な情報連絡網を整備するとともに、警察・自衛隊等の各種団体との連携を推進する。あわせて地域防災マップ、避難路整備、防災訓練等による避難態勢の再構築、自主防災組織や各地域集落の対応力の強化を図る。

さらに熊本地震の教訓から、大規模災害時の行動手順や優先すべき業務をあらかじめ定めておく業務継続計画や避難所運営マニュアルの整備を進めるほか、非常時に市民のライフラインを確保するため、水道・下水道施設等の整備・更新における耐震化や維持管理体制の充実を図り、離島に必要不可欠な岸壁の耐震化等の事業化など、災害に強い島づくりを進める。

(3) 減災対策

公共施設の耐震改修を最優先とし、民間住宅等の耐震化を促進するとともに、老朽危険家屋対策や長寿命化計画によるインフラ施設の維持管理により減災対策に取組む。

6 持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化戦略指標

大項目	中項目	小項目	細項目	指標	現状	H31目標
1 産業の振興	(1) 農林水産業の振興	ア 持続的な経営の展開		主要農産物の販売額	5,826百万円/年	6,400百万円/年
		イ 組織化と法人・団体等の規模拡大		農地所有適格法人及び生産組織数	53団体(累計)	75団体(累計)
		ウ 多様な担い手の確保		新規就農者数	14経営体/年	34経営体/年
		エ 自然共生を基本とした販売戦略	(ア) 生物多様性佐渡戦略の推進	認証米取扱店舗数(米穀店)	252店舗(累計)	380店舗(累計)
			(イ) 更なる環境イメージアップ	電気自動車及び太陽光エネルギー補助件数	45件/年	80件/年
		(2) 起業・第二創業等の推進		起業・規模拡大を含めた第二創業及び企業誘致した数	10件/年	50件(累計)
		(3) 6次産業化を中心とした高付加価値化の推進		農商工連携又は6次産業化を行う企業・団体数	1件	5件(累計)
		(4) 外貨獲得のための島外販売と島内循環の強化	ア 外貨獲得のための島外販売の仕組みづくり	市内総生産	1,918億円/年	2,000億円/年
				農商工連携又は6次産業化を行う企業・団体数	1件	5件(累計)
			イ 市民が佐渡の物を消費する仕組みづくり	地産地消の市民理解度	—	90%
			ウ 観光客等に佐渡の物を提供する仕組みづくり	地産地消プラン取組ホテル軒数	2軒(累計)	佐渡観光旅館連盟加盟数の80%(累計)
			エ 生産・加工・販売の島内循環の仕組みづくり	農商工連携又は6次産業化を行う企業・団体数	1件	5件(累計)
			オ エネルギーの島内循環の仕組みづくり	新エネ導入量(原油換算)	1,595KL	2,500KL
		カ 物品調達等発注方法の工夫による島内循環の仕組みづくり		—	—	—
2 観光地域づくりの推進	(1) 佐渡版DMOを中心とした滞在交流型観光の推進	ア ターゲット別戦略		リピート率	39.0%	55.0%
		イ 観光と他の産業との連携		観光客一人当たり消費額	50,618円	55,000円
		ウ 通年観光の推進		佐渡観光旅館連盟加入旅館延宿泊数	308,191人泊	492,000人泊
		エ インバウンドの強化		外国人宿泊数	5,514人泊/年	14,300人泊/年
		(2) 受入態勢の充実	ソフト・ハード面の整備	満足度(大変満足の値)	19.7%	25.0%
3 交通ネットワークの充実	(1) 航空路の整備			佐渡・新潟航空路利用者数	—	10,000人/年
	(2) 佐渡航路の安定と充実			航路利用者数	1,557,189人/年	2,000,000人/年
	(3) 島内公共交通体系の整備			路線バス利用者数	559,552人/年	720,000人/年
	(4) 道路の整備			道路改良率	48.3%(累計)	49%(累計)
4 佐渡活性化に向けた地域づくり	(1) 医療・介護・福祉の連携体制の実現	ア 健やかに一生涯を送れる島づくり	(ア) 医療供給体制の維持・拡大	—	—	—
			(イ) 子育て環境の充実	出生数	382人/年	440人/年
			(ウ) 元気な高齢者の活躍環境づくり	介護保険ボランティアポイント制度登録者数	273人	350人
			(エ) 健康寿命の延伸に向けた健康づくり	しまびと元気応援団自主活動グループ数	35団体	50団体
			(オ) 障害ある人への支援の向上	—	—	—
		イ 佐渡版地域包括ケアシステムの構築	(ア) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保とネットワークづくり	福祉従事者等資格取得助成者数	59人	年平均70人
			(イ) 佐渡版地域包括ケアシステム実現への方策	モデル地区数	—	2
		(2) 佐渡に暮らしたくなる元気で魅力的な地域づくり	ア 移住定住への仕組みづくりの促進	若者定住支援数	24人/年	80人/年
			イ 就用の創出と定住環境の充実	新規空き家情報登録件数	37件/年	40件/年
			ウ 市民協働による活力ある地域づくり	地域づくり活動件数	109件/年	163件/年
			エ 環境にやさしい公共事業による地域づくり	生態系の保全に配慮した法面保護工の推進(外来植物種の抑制)	3%/道路改良箇所	10%/道路改良箇所
	(3) 未来につながる人材の育成と確保	ア 多様な次世代教育の仕組みづくり		中学生の職場体験日数	2.4日/年	5日/年
		イ 地域や産業のための人材の育成・確保		中小起業人材向上支援事業補助金を活用して資格等を取得した事業所数	42社/年	60社/年
		ウ 女性が社会参加できる環境の充実		ハッピーパートナー企業登録企業数	24団体	30団体(累計)
5 災害に強い島づくり	(1) 組織力の向上と人材育成			普通救命講習修了者	579人/年	700人/年
	(2) 体制整備			自主防災組織の組織率	89.4%(累計)	100%(累計)
	(3) 減災対策			道路ストック総点検実施率	94.0%(累計)	100%(累計)

将来ビジョン戦略指標進捗管理表(実績)

大項目	中項目	小項目	細項目	指標	現状(H24)	H25実績	H26実績	H27実績	H31目標
1.産業の振興	(1)農林水産業の振興	ア 持続的な経営の展開		主要農産物の販売額	6,294百万円/年	6,800百万円/年	5,678百万円/年	5,826百万円/年	6,400百万円/年
		イ 組織化と法人・団体等の参入促進		農業生産法人及び生産組織数	35団体(累計)	41団体(累計)	48団体(累計)	53団体(累計)	75団体(累計)
		ウ 多様な担い手の確保		新規就農者数	14経営体/年	21経営体/年	21経営体/年	14経営体/年	34経営体/年
	(2)生物多様性を基本とした販売戦略	ア 外貨獲得のための島外販売と島内供給体制の整備		認証米取扱店舗数(米穀店)	252店舗(累計)	310店舗(累計)	314店舗(累計)	328店舗(累計)	380店舗(累計)
		イ 地産地消(地産地商)による島内消費の促進	(ア)市民が佐渡の物を消費する仕組みづくり	地産地消の市民理解度	—	—	80%	—	90%
			(イ)観光客等に佐渡の物を提供する仕組みづくり	地産地消プラン取組木テル軒数	2軒(累計)	2軒(累計)	2軒(累計)	2軒(累計)	佐渡観光旅館連盟加盟数の80%(累計)
		ウ 販売ブランド力の構築	(ア)生物多様性佐渡戦略の推進	朱鷺認証米取組農家数	684戸(累計)	622戸(累計)	539戸(累計)	525戸(累計)	800戸(累計)
			(イ)更なる環境イメージアップ	電気自動車及び太陽光エネルギー補助件数	57件/年	57件/年	40件/年	45件/年	80件/年
		(3)産業間連携と雇用の確保	ア 生産から販売までを連携させる産業構造改革	市内総生産	1,912億円/年	1,918億円/年	—	—	2,000億円/年
		イ 雇用の確保		有効求人倍率	0.78倍/年	0.82倍/年	0.95倍/年	0.88倍/年	県平均並み
		ウ 若年の雇用促進		若者U・Iターン支援数	—	17人/年	83人/年	102人/年	80人/年
2.観光等交流人口の拡大	(1)観光の振興	ア 多様化する顧客ニーズへの対応	(ア)顧客ニーズ別戦略	佐渡観光旅館連盟加盟旅館延べ宿泊数	364,493泊/年	325,091泊/年	317,189泊/年	308,191泊/年	492,000泊/年
			(イ)「おもてなし」の向上	リピート率	37.8%/年	—	30.1%/年	39.0%/年	55%/年
		イ 観光資源の整理と活用	(ア)観光資源の発掘・整理・活用	着地型旅行商品利用者数	1,100人/年	939人/年	2,427人/年	1,365人/年	20,000人/年
			(イ)観光施設等の整備	観光・文化施設満足度	63.6%	—	65.20%	66.40%	67.0%
		ウ 誘客対策		観光入込数	53万人/年	53.3万人/年	50.8万人/年	54.8万人/年	70万人/年
	(2)交流人口の拡大	エ 観光と他の産業との連携		観光客一人当たり平均宿泊日数	1.56泊	1.55泊	1.6泊	1.6泊	1.61泊
		ア ターゲットの明確化	(ア)大学、姉妹都市、ツーリズム等	修学旅行人数	18,761人/年	17,908人/年	17,647人/年	15,727人/年	19,000人/年
			(イ)国際交流	外国人観光客数	1,510人/年	3,808人/年	6,065人/年	未公表	5,000人/年
		イ 受入施設の整備		合宿誘致延泊数	5,059泊/年	5,827泊/年	5,826泊/年	5,069泊/年	7,000泊/年
		ウ 定住の促進	(ア)交流から定住への展開	移住者数	11組/年	16組/年	16組/年	19組/年	15組/年
3.交通インフラの整備	(1)航空路の整備		(イ)定住環境の整備	新規空き家情報登録件数	24件/年	31件/年	20件/年	37件/年	25件/年
	(2)佐渡航路の安定と充実	ア 航路全体の活性化		佐渡・新潟航空路利用者数	4,959人/年	439人/年	0	0	10,000人/年
		イ 運賃低廉化等による航路の利用促進		航路利用者数	1,690,656人/年	1,629,188人/年	1,580,013人/年	1,557,189人/年	2,000,000人/年
4.安全・安心な地域づくり	(3)島内公共交通体系の整備			航路利用者数	1,690,656人/年	1,629,188人/年	1,580,013人/年	1,557,189人/年	2,000,000人/年
		(4)道路の整備		路線バス利用者数	649,670人/年	630,541人/年	599,992人/年	559,552人/年	720,000人/年
	(1)災害に強い島づくり			道路改良率	47%(累計)	47.9%(累計)	48.3%(累計)	48.3%(累計)	49%(累計)
		ア 組織力の向上と人材育成		普通救命講習修了者	487人/年	684人/年	708人/年	579人/年	700人/年
		イ 体制整備		自主防災組織の組織率	87.8%(累計)	88.0%(累計)	89.0%(累計)	89.4%(累計)	100%(累計)
	(2)医療・福祉・介護体制の整備	ウ 減災対策		道路ストック総点検実施率	—	84.0%(累計)	90.0%(累計)	94.0%(累計)	100%(累計)
		ア 拠点づくりと人材確保		ケアカフェ設置数(ものわすれ相談会併設)	—	4か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	10か所(累計)
		イ 民間・地域活力の導入		市民後見人数	—	0人(累計)	1人(累計)	5人(累計)	15人(累計)
	(3)過疎化に対応した地域づくり			元気な地域づくり活動支援件数	—	88件/年	107件/年	102件/年	50件/年
5.佐渡活性化の人材の育成・確保	(1)次世代を担う人材育成	ア 次世代の教育		市制度奨学生数	15人/年	32人/年	52人/年	63人/年	71人/年
		イ 女性の社会参加の環境づくり		合計特殊出生率	1.82/年	1.88人/年	1.88人/年	未公表	2.08/年
		ウ 子育ての支援		平均月額保育料順位(低額順、県内20市内)	1位/年度	1位/年度	1位/年度	1位/年度	1位/年度
	(2)地域や産業のための人材の育成・確保			誘致専門学校島内出身入学者数	17人/年	17人/年	7人/年	23人/年	40人/年

持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化戦略の用語解説

市内総生産	一定期間内に市内で産み出された付加価値の総額のこと。
地域経済分析システム (RESAS)	地方自治体の様々な取り組みを情報面から支援するため に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する、 産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集 約し、可視化するシステムのこと。
6次産業化	農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、 加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手が けること。（一次×二次×三次＝六次）
農商工連携	農林漁業と商工業の人々が知恵を持ち寄り、新しい商品や サービスに結びつける取組のこと。
第二創業	既に何らかの事業を行っている事業者がその業態の変更 や、新たに別の事業に進出すること。
地域商社	地域資源の発掘、地域資源の活用法検討、市場調査、商品 開発、販路開拓、販売促進活動、販売、メーカーへの販売情 報の提供など、地域の生産者の活動を全面的にサポートする とともに、積極的に地域の商品を売り込んでいく商社機能を 保有する組織のこと。
DMO	「Destination Marketing／Management Organization」の 略。観光地域づくりを推進するため、地域の関係者をまとめ あげるプラットフォームとしての役割を果たし、地域の観光 振興を戦略的に推進する専門的な組織のこと。
Wi-Fi	パソコンやタブレットなどのネットワーク対応機器が無 線で接続できる規格のこと。
地域社会維持推進交付金	特定有人国境離島地域の地域社会維持を図るため、関係地 方公共団体等が実施する航路・航空路運賃の低廉化、物資の 費用負担軽減、雇用機会の拡充等の取り組みに必要な経費の 一部を補助する交付金のこと。

離島活性化交付金	平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るために創設された交付金のこと。
地域防災計画	地方公共団体が、災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画のこと。
業務継続計画	災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。
産業連関表	一定期間において、財・サービスが各産業部門間でどのように生産され、販売されたかについて、一覧表にとりまとめたもの。
佐渡米未来プロジェクト 品質向上 90	第一次産業の主力である米の品質の向上を進めるため、技術指導会の開催や生育情報の提供や色彩選別機の導入、土づくり支援等により、米の 1 等米比率 90% を達成するための取組のこと。
バイオマスエネルギー	生物資源あるいはそこからの廃棄物に基づくエネルギーのこと。薪炭・稻わら・製材くずなどの農林資源、古材などの産業廃棄物、都市ごみ、し尿、畜産廃棄物など。
スケールメリット	規模を大きくすることによって得られる効果や利益のこと。
新規就農者への支援金	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2 年以内）及び経営が不安定な就農直後（5 年以内）の所得を確保する給付金のこと。
地域おこし協力隊	地方自治体が、都市部の人材を過疎地域・離島などの新たな担い手として受け入れ、地域の充実・強化を図る取組のこと。

生物多様性佐渡戦略	平成 24 年に策定した本市が目指すべき生物多様性の保全・利用の将来像を明確化し、将来像の実現に向けた具体的な施策を定めるとともに、施策実行の各主体の役割を定義した計画のこと。
エコアイランド佐渡	「人とトキが共に生きる島づくり」を理念とし、豊かな自然の保護や生物多様性の保全、環境への負荷の少ない循環型社会を基調とした島の実現に向けた取組のこと。
創業支援ネットワーク	産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村や地域金融機関、商工会、大学等が連携して構築する支援体制のこと。
I C T	情報通信技術を表す「IT (Information Technology)」に、コミュニケーション (Communication) の概念を加えた言葉。
サドメシラン	佐渡産の食材を積極的に取り扱う島内外の飲食店等を佐渡産品提供店として認定し、内外にアピールすることにより、島内生産者の販路拡大や佐渡のファンづくりへつなげようとする取組のこと。
F I T	「Foreign Independent Tour」の略。団体旅行やパッケージツアーを利用することなく個人で行く海外旅行のこと。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。
ミシュラングリーンガイド	フランスのミシュラン社により発行される観光地を紹介するガイドブックのこと。
ジャパンガイド	在日・訪日外国人向けの英語・中国語・韓国語による日本情報のポータルサイトのこと。
クルーズ船	乗客に船旅（クルーズ）を提供するための旅客船のこと。
通訳案内士	観光庁が実施する国家試験に合格して登録した者のみが従事可能で、観光客に対して外国語通訳及び観光案内を行つ

	て報酬を得る職業のこと。
農家漁家民宿	農業や漁業を営んでいる農家・漁家が旅館業法の許可を取得し、その住居を旅行者に提供する宿泊サービスのこと。
民泊	住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供すること。
スポーツツーリズム	スポーツイベントと観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組のこと。
交通空白地帯	バス等の公共交通サービスの利便性が低い地域のこと。
地域包括ケアシステム	介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のこと。
さどひまわりネット	病院・医科診療所・歯科診療所・薬局・介護施設等の参加施設の間で、患者の病気・薬の内容・検査の結果などの情報を通信システムで共有し、協力し合うことで、安全で質の高い医療・介護サービスの提供を目指す地域医療連携システムのこと。
緊急医療キット	かかりつけ医や持病などの情報を専用の用紙に記入し、筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、119番通報により駆け付けた救急隊の迅速な救急活動に役立てるもの。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者で「認知症サポーターキャラバン事業」における認知症サポーター養成講座を受講・修了した者をいう。
佐渡市教育大綱	平成27年に策定した本市の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策に係る大綱のこと。「明日の佐渡を創る人、世界に羽ばたく人の育成 一人一人の自己実現を目指した教育の推進」を基本理念とする。

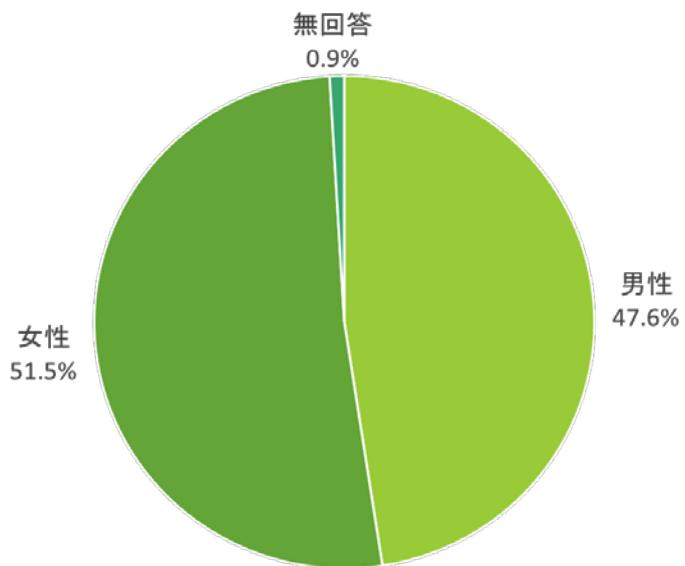
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。（キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと。）本市においては、郷土愛を育み、本市に貢献しようとする人材の育成を目指す。
女性活躍推進法	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の略称。女性が、職業生活において、個性と能力を十分に發揮して活躍できる環境を整備するために制定された法律。平成27年施行。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うこと。
自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体のこと。
防災リーダー	地域における防災対策の指導者として、市と地域を結ぶ役割を担い、平常時には自主防災組織に対し、訓練・研修等で習得した知識・技術を普及し、また災害時には地域住民と協力して、初期消火、救助等を行う者のこと。
緊急情報伝達システム	屋外スピーカーや各世帯に設置された戸別受信機を通じて、緊急情報や各種行政情報を音声で告知するシステムのこと。
地域防災マップ	旧市町村単位で作成した発生の予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、さらに避難の道筋、避難場所等を表した地図のこと。
長寿命化計画	インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な計画のこと。

資料 佐渡市将来ビジョンに係る市民アンケート結果

- ・対象者 市内に居住する 18 歳以上の方から無作為に 3,000 人を抽出
- ・実施期間 平成 28 年 10 月 14 日(金)～平成 28 年 10 月 25 日(火)
- ・回収率 49.8% (1,495 人 / 3,000 人)
- ・調査方法 郵送による配布、回収

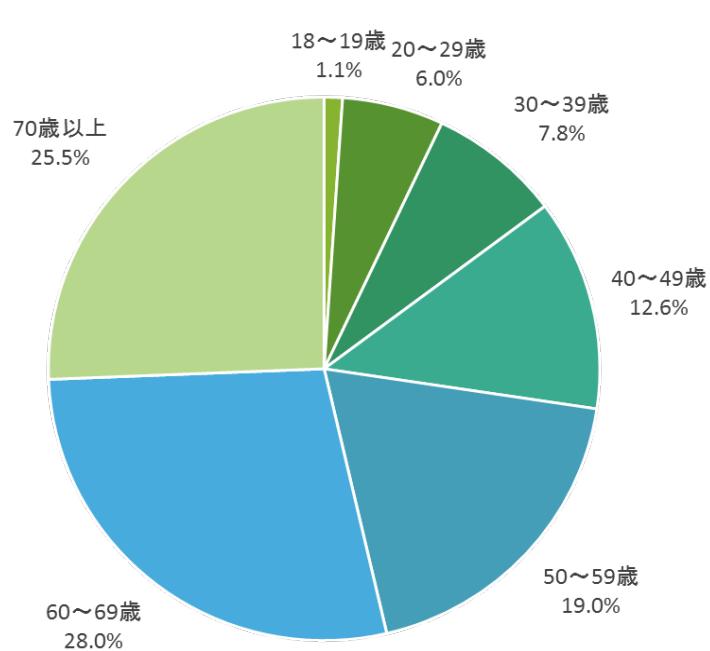
問 1 あなたの性別は

項目	回答数	割合(%)
男性	711	47.6
女性	770	51.5
無回答	14	0.9
合計	1,495	100.0



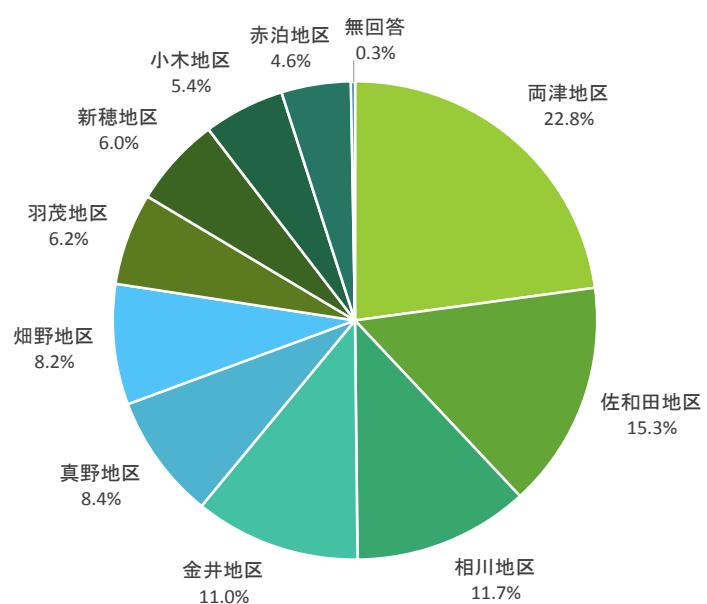
問 2 あなたの年齢は

項目	回答数	割合(%)
18～19歳	16	1.1
20～29歳	89	6.0
30～39歳	116	7.8
40～49歳	188	12.6
50～59歳	284	19.0
60～69歳	419	28.0
70歳以上	383	25.5
合計	1,495	100.0



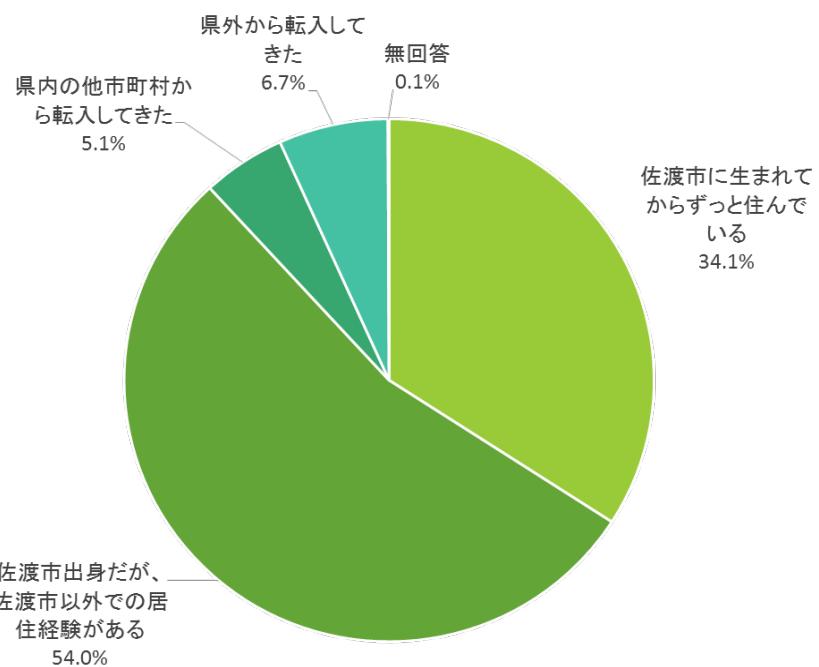
問3 あなたのお住まいはどこですか

項目	回答数	割合(%)
両津地区	341	22.8
相川地区	175	11.7
佐和田地区	229	15.3
金井地区	165	11.0
新穂地区	90	6.0
畠野地区	122	8.2
真野地区	126	8.4
小木地区	81	5.4
羽茂地区	93	6.2
赤泊地区	69	4.6
無回答	4	0.3
合計	1,495	100.0



問4 あなたの佐渡市での居住歴について、あてはまるものに1つだけ選択してください。

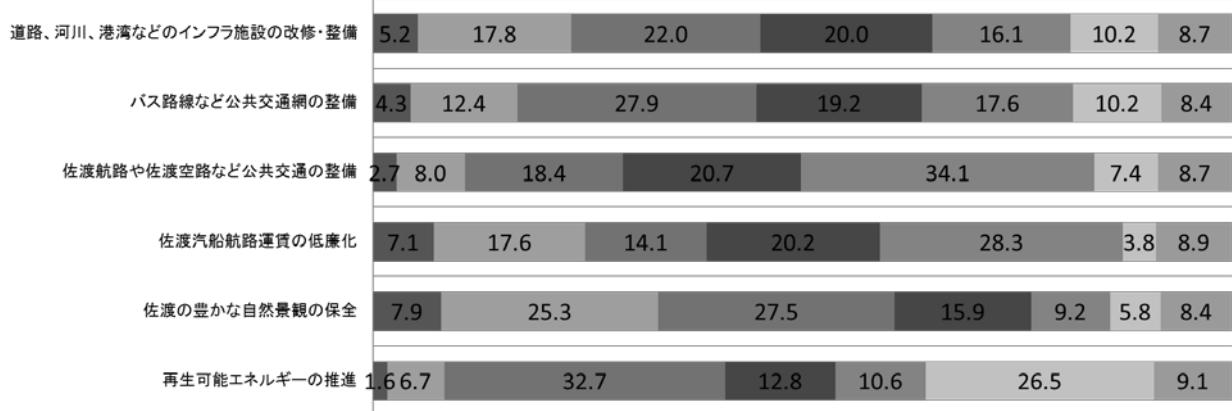
項目	回答数	割合(%)
佐渡市に生まれてからずっと住んでいる	510	34.1
佐渡市出身だが、佐渡市以外での居住経験がある	808	54.0
県内の他市町村から転入してきた	76	5.1
県外から転入してきた	100	6.7
無回答	1	0.1
合計	1,495	100.0



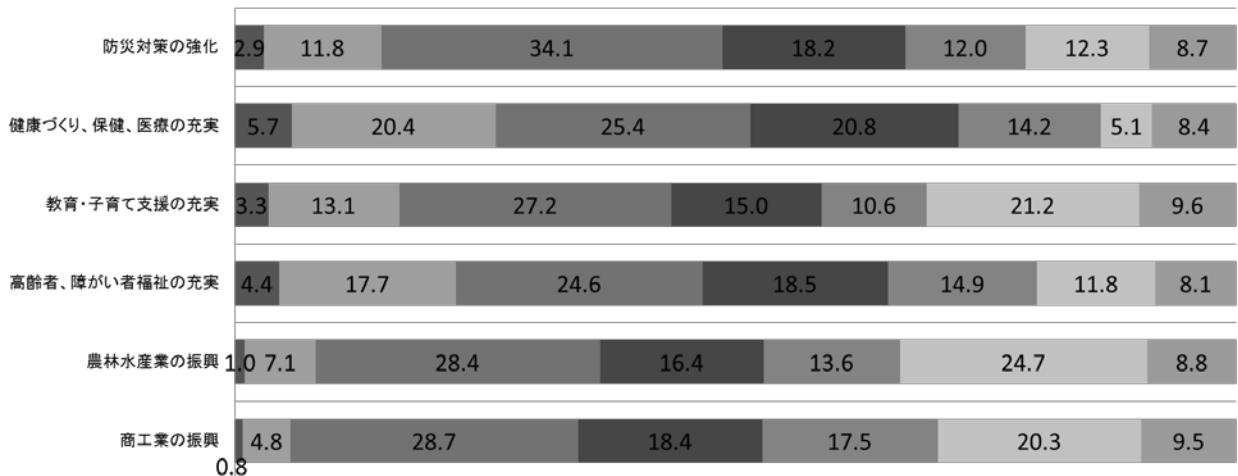
問5 佐渡市の取組の「現状の満足度」と、「重要度」をおたずねします。

「満足度」

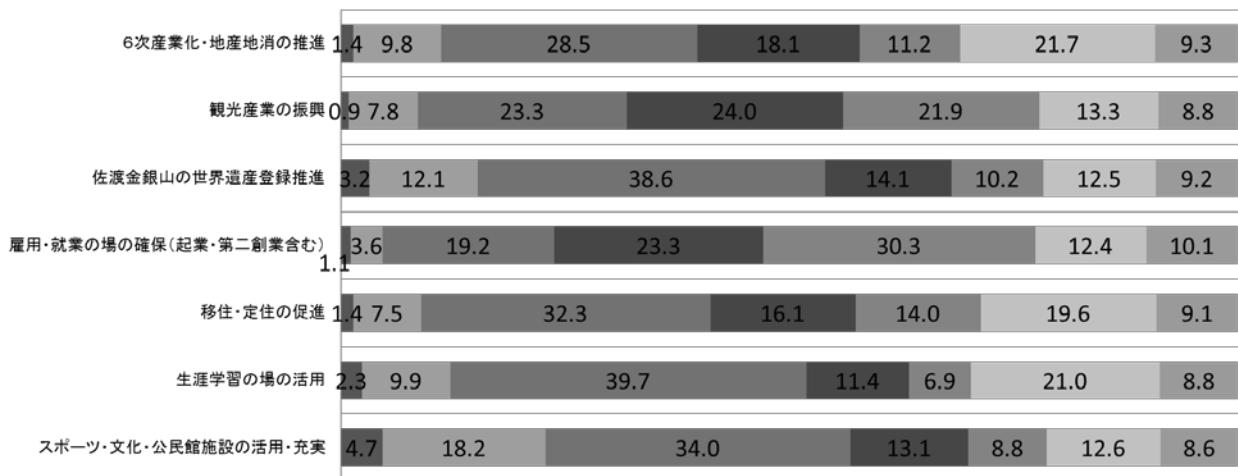
■満足している ■やや満足している ■どちらでもない ■やや不満である ■不満である ■わからない ■無回答 (%)



■満足している ■やや満足している ■どちらでもない ■やや不満である ■不満である ■わからない ■無回答 (%)

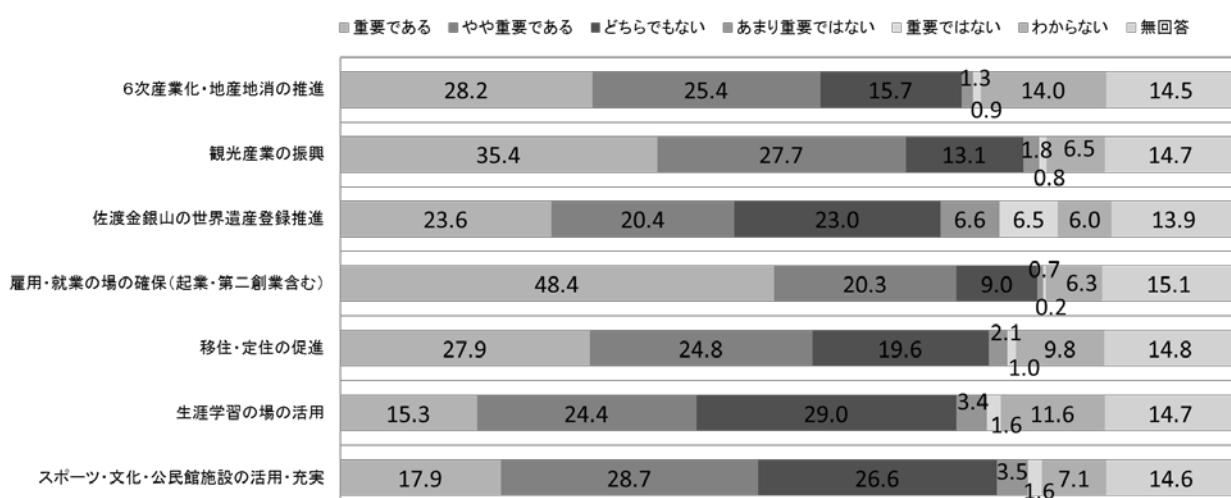
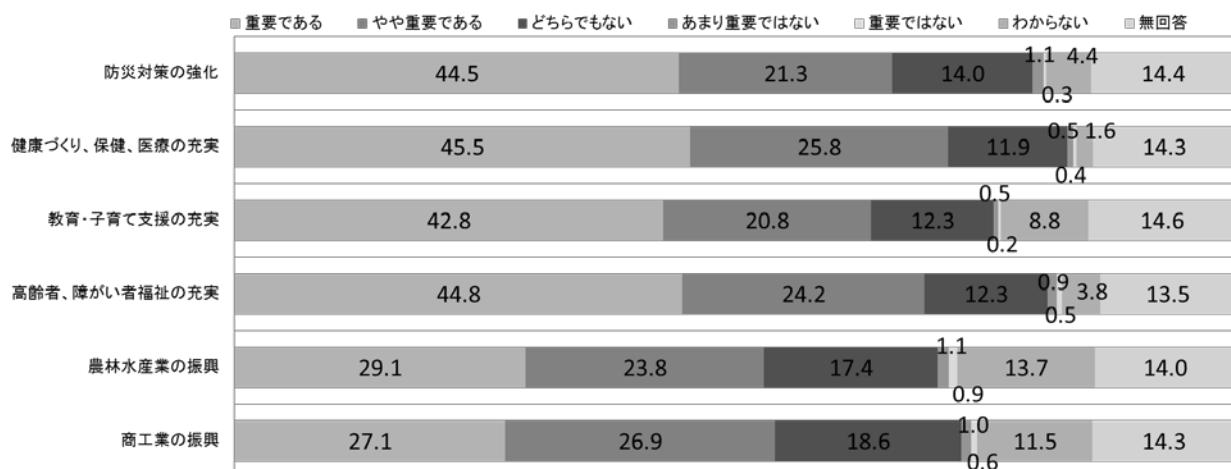
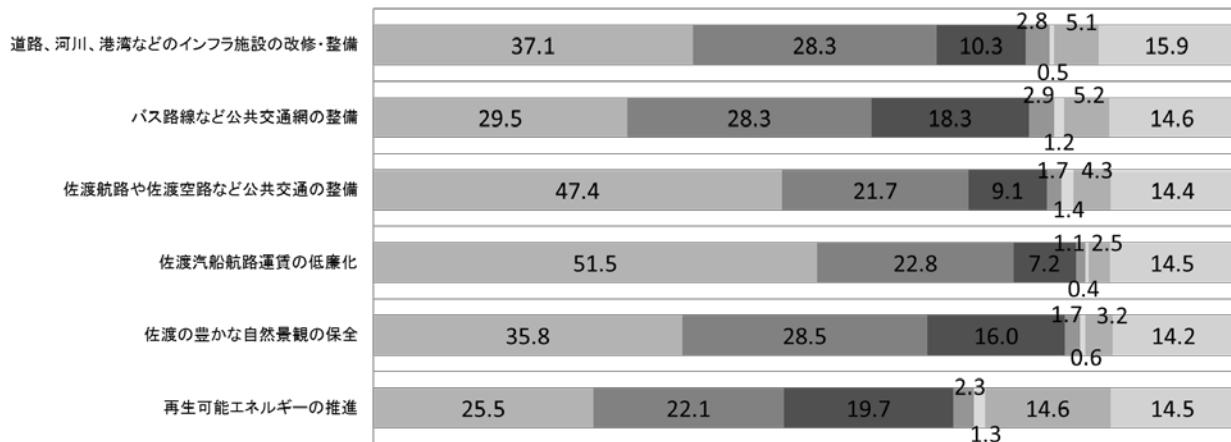


■満足している ■やや満足している ■どちらでもない ■やや不満である ■不満である ■わからない ■無回答 (%)



「重要度」

■重要である ■やや重要である ■どちらでもない ■あまり重要ではない ■重要ではない ■わからない ■無回答 (%)



「やや不満」+「不満」の割合の高い項目 (%)	
佐渡航路や佐渡空路など公共交通の整備	54.8
雇用・就業の場の確保(起業・第二創業含む)	53.6
佐渡汽船航路運賃の低廉化	48.5
観光産業の振興	45.9
バス路線など公共交通網の整備	36.8

「重要」+「やや重要」の割合の高い項目 (%)	
佐渡汽船航路運賃の低廉化	74.3
健康づくり、保健、医療の充実	71.3
佐渡航路や佐渡空路など公共交通の整備	69.1
高齢者、障がい者福祉の充実	69.0
雇用・就業の場の確保(起業・第二創業含む)	68.7

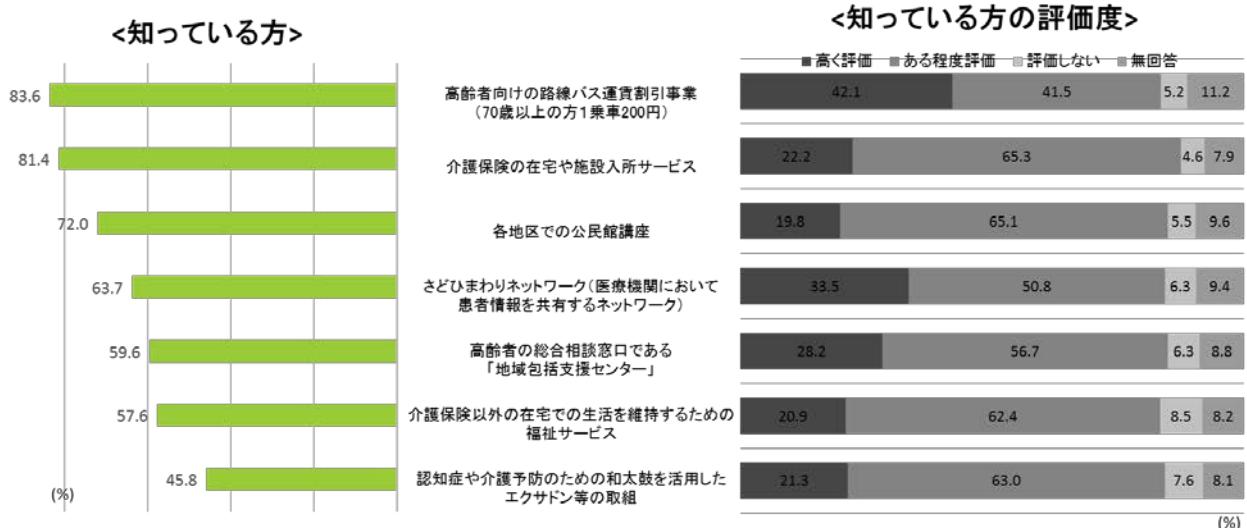
問6 今後の佐渡市の活性化にとって必要なことは何だと思いますか。（5つ以内で○）

項目	回答数	割合(%)
佐渡航路の利便性の向上	808	12.7
担い手や人材の育成	780	12.3
子育て支援による出生数の増加	583	9.2
定住対策により、島外からの移住者を増やすことによる人口減少の歴止め	547	8.6
地産地消の確立	519	8.2
6次産業化や農商工連携による加工・販売の推進	369	5.8
佐渡金銀山の世界遺産登録	363	5.7
環境(エコ)に配慮した農林水産業の推進	322	5.1
トキなどを活用した佐渡ブランドの確立	312	4.9
都市圏への航空路開通	312	4.9
佐渡金銀山をはじめとする地域資源を活用した滞在型交流観光の推進	232	3.7
インターネット活用による販売戦略	224	3.5
幹線道路などの社会資本の整備	197	3.1
3資産(佐渡金銀山、世界農業遺産、佐渡ジオパーク)の推進	195	3.1
その他	128	2.0
自転車等を活用したスポーツツーリズムの推進	116	1.8
大学との連携・交流	109	1.7
姉妹都市など都市との交流	84	1.3
国際交流の拡大	75	1.2
無回答	66	1.0
合計	6,341	100.0

問7 災害に強いまちづくりのため、どのような施策が重要だと思いますか。
(3つ以内で○)

項目	回答数	割合(%)
地震に備えた避難計画	592	14.9
津波に対する避難計画	525	13.2
公共施設や民間建築物の耐震化	380	9.6
災害時要援護者への支援(避難支援等)	347	8.7
風水害(暴風・高波等)への避難計画	337	8.5
原発問題への対応(避難計画等)	335	8.4
自主防災組織や防災リーダーの育成	310	7.8
風水害に対応した河川改修や治水ダムの整備等	307	7.7
津波避難タワーや避難経路の整備	291	7.3
国県等関係機関との連携強化	232	5.8
港湾・漁港施設の整備(岸壁の耐震化等)	193	4.9
無回答	77	1.9
その他	52	1.3
合計	3,978	100.0

問8 佐渡市の「高齢者施策」について、「認知度」及び「評価度」をお聞きします。



問9 佐渡市の「子育て支援策」について、「認知度」及び「評価度」をお聞きします。

